

4. 2018 年米国農業法の実施状況

4.1. 2018 年農業法の構成

現行の農業法である 2018 年 12 月 20 日に成立した「農業改善法（Agriculture Improvement Act of 2018）」（以下、2018 年農業法）の構成は下記のとおりである。2018 年農業法は 2023 年 9 月 30 日に期限を迎えることから、後述のとおり議会では次期農業法に向けた審議が開始されている。

図表 20 2018 年農業法の構成

章	名称	特徴	主なプログラム
1	<u>作物（Commodities）</u> A) 作物政策 B) 販売支援ローン C) 砂糖 D) 酪農利幅補償とその他酪農関連規定 E) 補完的農業災害支援 F) 非保険対象品目支援 G) 管理	不足払いや収入ナラシなど生産者への支援プログラムを規定。	・ 価格損失補償（PLC） ・ 農業リスク補償（ARC） ・ 酪農利幅補償プログラム（DMC） ・ 販売支援ローン（MAL）／等
2	<u>保全（Conservation）</u> A) 湿地保全 B) 保全保留地プログラム C) 環境改善奨励プログラムと保全管理プログラム D) その他保全プログラム E) 財政的支援と管理 F) 農業保全地役プログラム G) 地域保全パートナーシップ・プログラム H) 廃止と技術的修正	土壌などの保全を目的とした休耕プログラムや環境保全型農業のコストを補填するプログラムなどを規定。	・ 保全保留地プログラム（CRP） ・ 環境改善奨励プログラム（EQIP） ・ 保全管理プログラム（CSP） ・ 農業保全地役プログラム（ACEP） ・ 地域保全パートナープログラム（RCPP）／等
3	<u>貿易（Trade）</u> A) 平和のための食料法 B) 1978 年農業貿易法 C) その他農業貿易法	農産物輸出支援や国際食料支援プログラムなどを規定。	・ 市場アクセスプログラム（MAP） ・ 海外市場開発プログラム（FMDP）／等
4	<u>栄養（Nutrition）</u> A) 補助的栄養支援プログラム B) 作物配給プログラム C) その他	低所得家庭に対する栄養支援プログラムを規定。	・ 補助的栄養支援プログラム（SNAP） ・ 緊急食料支援プログラム（TEFAP）／等
5	<u>信用（Credit）</u> A) 農家オーナーシップ融資 B) 経営融資 C) 管理規定 D) その他	生産者への金融支援プログラムを規定。	・ 他の機関から融資を受けられない農家に対する融資提供

章	名称	特徴	主なプログラム
6	<u>農村振興 (Rural Development)</u> A) 農村部における保健成果の改善 B) 農村部の高速ブロードバンドへの接合 C) その他 D) 統合された農家と農村振興法への追加的修正 E) 1936 年農村電化法への追加的修正 F) プログラムの廃止 G) 技術的修正	コミュニティ開発プログラムなどを規定。	・ 農村ブロードバンドプログラム ・ コミュニティ接続助成プログラム／等
7	<u>研究開発 (Research, Extension, and Related Matters)</u> A) 1977 年国家農業研究普及技術的政策法 B) 1990 年食料農業保全貿易法 C) 1998 年農業研究普及教育改革法 D) 2008 年食料保全エネルギー法 E) その他法律の修正 F) その他事項	農業分野における研究開発プログラムを規定。	・ 都市・屋内・新興農業生産・研究・教育・普及イニシアチブ ・ 有機農業研究普及イニシアチブ ・ 特別作物研究イニシアチブ／等
8	<u>林業 (Forestry)</u> A) 1978 年協同組合林業支援法 B) 1978 年森林放牧地再生資源研究法 C) 1990 年グローバル気候変動阻止法 D) 2003 年健全森林回復法 E) その他森林プログラムの廃止と再承認 F) 森林管理 G) その他事項	林業支援や森林管理活動の支援、研究支援等を規定。	・ 景観修復プログラム ・ 共同森林景観再生プログラム (CFLRP) ／等
9	<u>エネルギー (Energy)</u>	生産者や地域による再生可能エネルギーの利用促進に関係するプログラムを規定。	・ 米国のための地域エネルギープログラム ・ バイオベースドマーケットプログラム／等
10	<u>園芸 (Horticulture)</u>	特殊作物、USDA 認定有機食品、地元産食品の生産への認証プログラムなどを規定。	・ 農村農業マーケットプログラム (LAMP) ／等
11	<u>作物保険 (Crop Insurance)</u>	作物保険プログラムを規定。	・ 各種作物保険
12	<u>その他 (Miscellaneous)</u>	家畜保健・疾病対策や	—

章	名称	特徴	主なプログラム
	A) 家畜 B) 農業とフードディフェンス C) 歴史的に十分なサービスを受けていない生産者 D) 1994 年修正農務省再組織法 E) その他規定 F) 一般規定	新規就農者への支援を含むその他のプログラムを規定。	

（出所）富士通総研「令和3年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（北米の農業政策・制度の動向分析）報告書」（農林水産省委託事業）2022 年、74 頁より転載（一部改変・加筆）。

4.2. 2032 年度までの支出状況と 2022 年時点でのベースライン予測

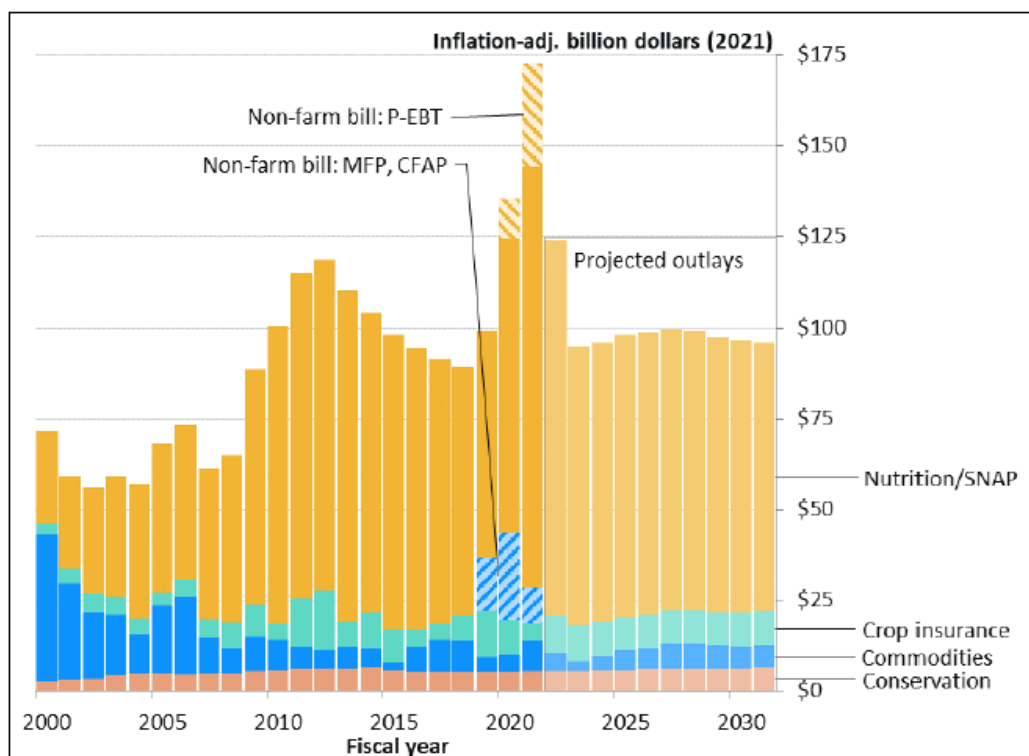
長期的な趨勢として主要な農業法のプログラムの政府支出は高止まりしている。2000 年から 2008 年までは政府支出が 750 億ドルを上回ることにはなかったが、2009 年以降は恒常的に 750 億ドルを上回り、1,000 億ドルを超える年も現れている。2020 年前後では、農業法外の支援策ではあるが、「市場促進プログラム（Market Facilitation Program: MFP）」²¹、「コロナウイルス食料支援プログラム（Coronavirus Food Assistance Program: CFAP）」²²、「パンデミック緊急給付金支給（Pandemic Electronic Benefit Transfer: P-EBT）」²³の支出が上積みされた影響で政府支出は大幅に増加している。こうした農業法外の支援策は 2022 年で一区切りされる見込みである。2023 年 2 月に公表されたベースラインについては、6.4 にて後述する。

²¹ トランプ政権時に発生した中国との貿易摩擦、及び中国の報復関税によって被害を受けた農家を救済するための輸出促進支援策の一つ。

²² 新型コロナウイルス感染症（以下、コロナまたは COVID19）の感染拡大によって被害を受けた生産者への補償のためのプログラム。

²³ 無料または割引料金で給食を受け取るはずだった学齢児童のために、食料を購入する資金を提供する支援策。

図表 21 主要農業法プログラム及び農業法外の支援策の支出実績と予測



(出所) CRS, “Preparing for the Next Farm Bill,” March 2022, p.6 より転載。

図表 22 災害やコロナ対策に関する政府直接支出の変化（再掲）

プログラム	政府直接支出の変化
USDA のコロナ対策	・ Coronavirus Food Assistance Program (CFAP) などの支出減。 ・ 235 億ドル (2020 年) ⇒ 75 億ドル (2021 年) ⇒ 12 億ドル (2022 年)
USDA 以外のコロナ対策	・ 米国中小企業庁 (SBA) による支援である Paycheck Protection Program (PPP) の支出減。 ・ 86 億ドル (2021 年) ⇒ 支払いなし (2022 年)
その他災害支援	・ 2018 年農業法による災害支援。Extending Government Funding and Delivering Emergency Assistance Act によって導入された緊急救済プログラム (Emergency Relief Program; ERP) と緊急家畜救済プログラム (Emergency Livestock Relief Program: ELRP) による支出増。 ・ インフレ抑制法 (Inflation Reduction Act: IRA) による支出増。 ・ 29 億ドル (2021 年) ⇒ 107 億ドル (2022 年)

(注) 2022 年は予測値。

(出所) USDA/ERS, “2022 Farm Sector Income Forecast,” December 1, 2022。

<https://www.ers.usda.gov/topics/farm-economy/farm-sector-income-finances/farm-sector-income-forecast/>

以下、本事業の調査対象プログラムの一部についてその概要と実施状況を整理する。

4.3. 作物プログラム

(1) ARC/PLC

「農業リスク補償 (Agriculture Risk Coverage: ARC)」と「価格損失補償 (PLC: Price Loss Coverage)」は、いずれも 2014 年農業法で新設されたプログラムであり、対象となる作物を生産する農家の所得保障の役割を果たしている。2018 年農業法ではプログラムを踏襲しつつ、農家の利便性や所得確保につながる改定がなされている。

① プログラムの概要

1) 農業リスク補償 (ARC)

「農業リスク補償 (Agriculture Risk Coverage: ARC)」とは、収入ナラシ機能を持つプログラムであり、過去数年間の平均的な農家の収入水準を当該年の収入が下回った場合に、その差額の一部が農家に支払われる。農家は、カウンティ（郡）ベースの収入補償 (ARC county level coverage: ARC-CO) とするのか、個別農場をベースの収入補償 (ARC individual-level coverage: ARC-IC) とするかを選択する。それぞれの発動条件は以下のとおりである。補償の幅はいずれも補償水準の 10% である。

- ・ ARC-CO：当該年の郡の「作物収入額」{(郡の平均単収) × (年度平均の全国販売価格)} が、「基準収入額の 86%」よりも少ない場合に、その差を支払い。基準収入額は、(郡の 5 年オリンピック平均単収) × (5 年オリンピック平均²⁴全国販売価格)。
- ・ 農場 ARC は、農場が生産している各作物の収入（「作物の生産量」×「販売年度・全国平均価格」）の総計額が、各作物の基準収入額（各年度の収入額の 5 年オリンピック平均額）の総計の 86% を下回った場合に、その差を支払い。

2) 価格損失補償 (PLC)

「価格損失補償 (PLC: Price Loss Coverage)」は、不足払いの機能を持つプログラムであり、当該年の農産物価格が一定の水準を下回った場合に、その差額の一部が農家に支払われる。発動基準となる実効参照価格 (Effective Reference Price) が販売価格（販売年度 12 か月間の全国平均価格）に達しない場合に、その差について支払いがなされる。支払額は以下の方法で計算される。

$$\text{支払額} = (\text{実効参照価格} - \text{販売価格}) \times (\text{支払単収}^{25}) \times (\text{基準面積} \times 0.85)$$

実効参照価格とは、農業法に規定された参照価格 (reference price) か、5 年間オリンピック市場年平均価格 (Marketing year average (MYA) price) の 85% のいずれか高いほうの金額である。ただし、上限として、MYA は参照価格の 115% を超えない範囲と設定されている。

²⁴ オリンピック平均とは、最低と最高の年を除く中庸年の平均を指す。

²⁵ 2018 年農業法における PLC の支払単収 (payment yield) は、2013 作物年度から 2017 作物年度の平均単収の 90% である。

図表 23 2018 年農業法における PLC の参照価格（ドル／ブッシェル）

品目	参照価格	参 照 価 格 の 115%****
小麦	5.50	6.33
トウモロコシ	3.70	4.26
ソルガム	3.95	4.54
大麦	4.95	5.69
オーツ麦	2.40	2.76
長粒米*	14.00	16.10
中粒米*	14.00	16.10
大豆	8.40	9.66
その他油糧種子*	20.15	23.17
落花生**	535.00	615.25
乾燥エンドウマメ*	11.00	12.65
レンズマメ*	19.97	22.97
小さいヒヨコマメ*	19.04	21.90
大きいヒヨコマメ*	21.54	24.77
実綿***	0.367	0.422

*ハンドレッドウェイト、**トン、***ポンド、****小数点以下第3位を四捨五入（実綿を除く）。

② ARC/PLC の加入条件

1) 対象品目

ARC 及び PLC の対象品目（covered commodities）は以下のとおりである。

- ・ 大麦
- ・ キャノーラ
- ・ トウモロコシ
- ・ クランベ
- ・ 乾燥エンドウマメ
- ・ アマニ
- ・ ソルガム
- ・ 大ヒヨコマメ
- ・ レンズ豆
- ・ マスタード
- ・ オーツ麦
- ・ ピーナッツ
- ・ 菜種
- ・ 長粒米
- ・ 中粒米
- ・ ジャポニカ米
- ・ ベニバナ
- ・ 実綿

- ・ ゴマ
- ・ 小ヒヨコ豆
- ・ 大豆
- ・ ヒマワリ
- ・ 小麦

2018 年農業法で実綿（seed cotton）が対象品目に追加された。2014 年農業法では、ブラジルとの WTO 紛争に対応するため ARC と PLC の対象品目からあらゆる種類の綿花が除外されていた。実綿には綿花と綿実（cotton seed）の両方が含まれているため、実綿を対象品目にすることで包括的なセーフティネットを生産者に提供できると考えられたためである²⁶。

2) 所得要件

ARC 及び PLC に加入できる農家は、調整後総所得（Adjusted Gross Income: AGI）²⁷の過去 3 年間の平均が 900,000 ドル以下でなければならない。

3) 保全コンプライアンス

ARC 及び PLC に加入する農家は、「保全コンプライアンス」（conservation compliance）という環境保全に関するルールを遵守しなければならない。

保全コンプライアンスは 1985 年農業法で導入されたもので、「著しく浸食を受けやすい土地の保全（Highly Erodible Land Conservation: HELC）」と「湿地の保全（Wetland Conservation: WC）」を指し、農業に起因する浸食を受けやすい土地の損失の回避や多くの利益をもたらす湿地の保護を目的としている。保全コンプライアンス遵守のため、農家は USDA の自然資源保全局（NRCS）が認めた保全計画に従わずに浸食を受けやすい土地（HEL）で生産活動をしないうこと、転用された湿地で生産活動をしないうこと、農産物生産に利用可能なように湿地を転用しないことを保証するフォーム（AD-1026）を作成・署名しなければならない²⁸。

4) 支給対象農家及び支給額の上限

ARC 及び PLC に加入できるのは、活動的に農業に従事している（actively engaged in farming: AEF）生産者でなければならない。農業経営に資本（資金、設備、土地）、労働、または管理業務を相当程度提供し、農業経営に係る利益と損失を応分に共有していれば、活動的に農業に従事するとみなされる。労働については、ある農家で少なくとも年間 1,000 時間労働しているか、ある農家経営に必要な様々な労働の総労働時間の 50%以上の労働時間を提供していることのいずれかと規定されている。例外として、AEF 生産者の配偶者は、農業に従事していなくても AEF 生産者とみなされる²⁹。

²⁶ 富士通総研『令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（北米の農業政策・制度の動向分析）【報告書】』（農林水産省委託事業）2022 年、92 頁。

²⁷ 所得の総合計から、Above the Line Deduction と呼ばれる控除群を差し引いた金額を指す。いわゆる課税所得。

²⁸ USDA/FSA, “Conservation Compliance,” <https://www.fsa.usda.gov/programs-and-services/payment-eligibility/conservation-compliance/index>.

²⁹ 勝又健太郎「米国の農業法における経営安定政策の現状、変遷、今後の動向」農林水産政策研究所『[主要国農業戦略横断・総合]プロ研資料』第 6 号、2018 年、9 頁

生産者一人当たりの支給額の上限は、ARC と PLC の合計で 125,000 ドルである。基本的に各品目への支給額の合計が 125,000 ドル以下でなければならないが、ピーナッツは別途 125,000 ドルの上限枠が設けられている。

農家一戸当たりの支給額の上限は、その農家における生産者の人数に 125,000 ドルを乗じた金額となる。その生産者に配偶者がいれば上限金額は 2 倍となる。家族農家については、18 歳以上のいとこ、甥、姪は AEF 生産者とみなされる。

5) 基準面積と支払単収

基準面積 (base acre) と支払単収 (payment yield) は、加入農場に割り当てられる生産単位である³⁰。農家は過去の平均的な作付面積と作物の収量に応じて、基準面積と支払単収を与えられてきた。農業法の更新に応じて、基準面積と支払単収の更新も行われてきた。

基準面積と支払単収は、世界貿易機関 (WTO) 農業協定で求められている、現在の農業生産と政府の補助金とを切り離す (デカップリング) ことに対応するための仕組みである。

6) 選択制

ARC か PLC は両方に加入することはできず、加入を希望する農家はいずれに加入するかを選択しなければならない。2014 年農業法では一度選択すると農業法の施行期間中 (2014 年～2018 年) は加入プログラムを変更できなかったが、2018 年農業法では毎年選択できるように改定された。

2021 作物年度の ARC と PLC 選択率をみると、PLC の選択率が高く、大豆を除くすべての対象品目で基準面積の過半以上が PLC を選択していることがわかる。ただし、前年度比では PLC 選択率の割合が減少し ARC のそれが増加している。主要作物別ではトウモロコシの PLC 選択率が 75.5% から 51.4% へ減少し、小麦やソルガムでも 10% 程度の下落がみられる。ARC 選択率が増加した背景には作物価格の上昇があると考えられる³¹。

³⁰ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: PLC and ARC Farm Support Programs,” May 16, 2022.

³¹ 富士通総研『令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業 (北米の農業政策・制度の動向分析)【報告書】』(農林水産省委託事業) 2022 年、84 頁。

図表 24 2021 作物年度の ARC/PLC 加入状況（作物別、単位：エーカー）

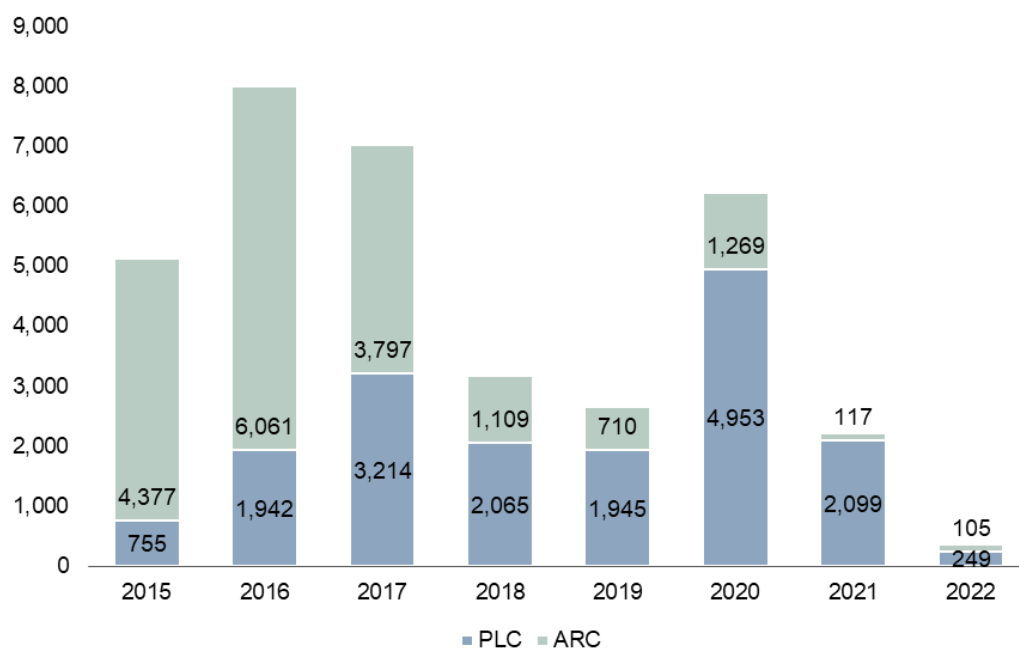
品目	PLC		ARC-CO		ARC-IC		基準面積合計
	基準面積	割合	基準面積	割合	基準面積	割合	
大麦	4,793,005	90.40%	483,132	9.10%	25,372	0.50%	5,301,509
キャノーラ	1,339,812	92.60%	106,921	7.40%	805	0.10%	1,447,538
トウモロコシ	47,635,439	51.40%	43,742,076	47.20%	1,302,150	1.40%	92,679,665
クランベ	1,694	60.50%	1,096	39.20%	9	0.30%	2,799
乾燥エンドウマメ	361,708	84.30%	62,453	14.60%	4,779	1.10%	428,940
アマニ	199,576	87.80%	26,887	11.80%	786	0.30%	227,249
ソルガム	6,275,557	73.80%	2,191,133	25.80%	36,665	0.40%	8,503,355
大ヒヨコマメ	71,994	95.30%	3,517	4.70%	2	0.00%	75,513
レンズ豆	235,991	84.10%	42,659	15.20%	1,936	0.70%	280,586
マスタード	19,171	79.50%	4,528	18.80%	401	1.70%	24,100
オーツ麦	1,135,012	54.90%	918,641	44.50%	12,636	0.60%	2,066,289
ピーナッツ	2,418,170	99.70%	6,165	0.30%	39	0.00%	2,424,374
菜種	2,234	95.60%	104	4.40%	0	0.00%	2,338
長粒米	3,793,552	99.80%	6,096	0.20%	168	0.00%	3,799,816
中粒米	161,577	99.40%	937	0.60%	3	0.00%	162,517
ジャポニカ米	238,591	67.90%	109,203	31.10%	3,740	1.10%	351,534
ベニバナ	59,471	77.60%	16,393	21.40%	819	1.10%	76,683
実綿	11,509,280	91.50%	1,062,223	8.40%	2,122	0.00%	12,573,625
ゴマ	4,906	84.10%	926	15.90%	0	0.00%	5,832
小ヒヨコ豆	18,801	88.50%	2,192	10.30%	241	1.10%	21,234
大豆	6,705,710	12.80%	45,128,369	85.90%	694,961	1.30%	52,529,040
ヒマワリ	1,180,597	73.60%	410,957	25.60%	12,439	0.80%	1,603,993
小麦	51,557,997	83.10%	10,058,047	16.20%	396,695	0.60%	62,012,739
全米合計	139,719,845	56.70%	104,384,655	42.30%	2,496,768	1.00%	246,601,268

（出所）USDA, “ARC/PLC Program Data”を一部改変、https://www.fsa.usda.gov/programs-and-services/arcplc_program/arcplc-program-data/index。

③ 実施状況

下図は 2014 年度以降の ARC と PLC の支払い状況を示している。2014 年度から 2017 年度は ARC が過半以上を占めていたが、2017 年度以降は PLC の支払いが多くなっている。

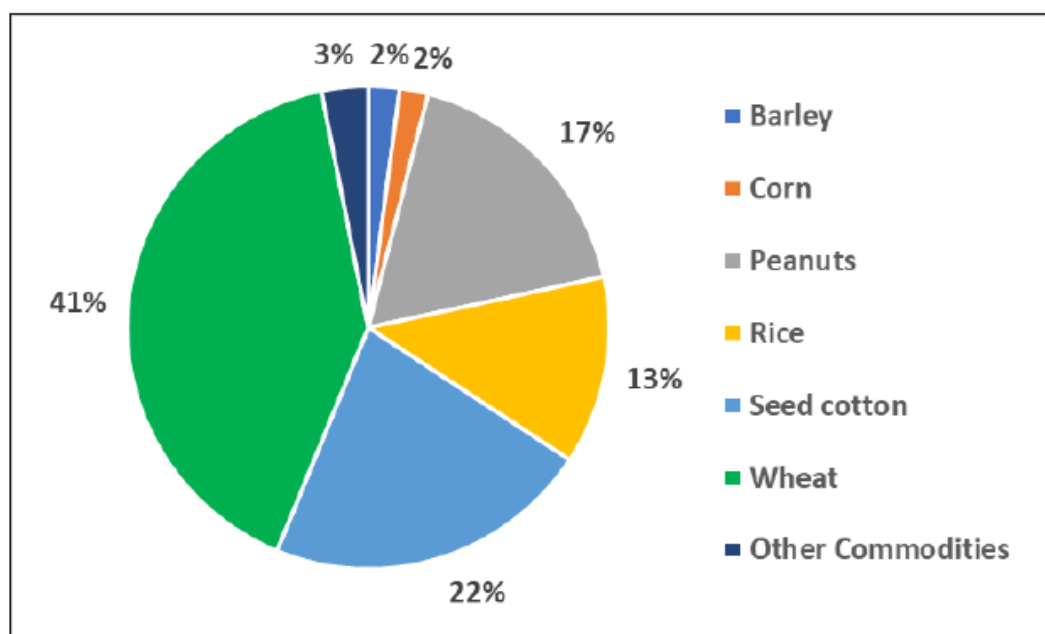
図表 25 ARC と PLC の支出状況



(注) 2022 年は予測値。

(出所) USDA/ERS, “Federal Government direct farm program payments, 2013-2022F,” 及び CBO, “Baseline Projections: USDA Mandatory Farm Programs”に基づき MURC 作成。

図表 26 作物別支払い状況（2020 作物年度）



(出所) Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: PLC and ARC Farm Support Programs,” May 16, 2022.

(2) 販売支援ローン (MAL)

① プログラムの概要

「販売支援ローン (Marketing Assistance Loan : MAL)」は価格支持機能を有するプログラムであり、市場価格が著しく低くなった場合の価格補てんを行う。MAL により、農家は任意の量の作物を担保として 9 か月の短期融資を得ることができる。短期資金を確保することで、農家は収穫期に収穫した農産物を一度にすべて販売する必要がなくなり、農産物が高値になった時点での販売が可能となる。

MAL には元本請求権がないため、農家が担保にした農産物を政府に引き渡せば、農家は返済義務から免除される。そのため、農産物価格が融資額を下回る場合は、農家は市場に販売せずに政府に農産物を引き渡し、返済しないことを選択できる。この機能を通じ、農家は市場価格よりも高い融資単価で販売した場合と同じ収入が確保される³²。

② 対象品目とローンレート

MAL の対象品目は以下のとおりである。

- ・ 小麦
- ・ トウモロコシ
- ・ ソルガム
- ・ 大麦
- ・ オーツ麦
- ・ 高地綿
- ・ ELS 綿
- ・ 長粒米
- ・ 中粒米
- ・ ピーナッツ
- ・ 大豆
- ・ その他油糧種子
- ・ 羊毛 (等級あり)
- ・ 羊毛 (等級なし)
- ・ モヘア
- ・ 蜂蜜
- ・ 乾燥えんどう豆
- ・ レンズ豆
- ・ 小ヒヨコ豆
- ・ 大ヒヨコ豆

2018 年農業法では、1996 年農業法以来引き上げられていなかったローンレートの引き上げが行われた。

³² 富士通総研『令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（北米の農業政策・制度の動向分析）【報告書】』（農林水産省委託事業）2022 年、77 頁。

図表 27 2018 年農業法における主な作物のローンレート（ドル、1 ブッシェル）

作物名	2014 年農業法	2018 年農業法	増加値
小麦	2.94	3.88	0.94
トウモロコシ	1.95	2.20	0.25
ソルガム	1.95	2.20	0.25
大麦	1.95	2.20	0.25
高地綿（cwt）	0.52	0.52	0.00
ELS 綿（cwt）	79.77	95.00	15.23
長粒米（cwt）	6.50	7.00	0.5
中粒米（cwt）	6.50	7.00	0.5
大豆	5.00	6.20	1.2
ピーナッツ（cwt）	17.75	17.75	0.00

（出所）富士通総研『令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（北米の農業政策・制度の動向分析）【報告書】』（農林水産省委託事業）2022 年、76-77 頁。

③ 実施状況

小麦、大豆、トウモロコシは、2008 年農業法以降、2018 年農業法実施期間中を含めて MAL の発動価格を下回ったことはない。他方、綿花は 2020 年に発動価格を下回っている³³。図表 28 のとおり、2020 年から 2021 年の市場年（marketing year）も MAL の対象作物の平均市場価格は発動価格を上回っている。

³³ 富士通総研『令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（北米の農業政策・制度の動向分析）【報告書】』（農林水産省委託事業）2022 年、77 頁。

図表 28 MAL の発動価格と 2020/2021 年の平均市場価格
2020-2021 Marketing Year Average Prices (MYAP)

Commodity	Unit	MAL Rate	2020-2021 MYAP
Wheat	\$/bu.	\$3.38	\$5.05
Corn	\$/bu.	\$2.20	\$4.53
Sorghum, grain	\$/bu.	\$2.20	\$5.04
Barley	\$/bu.	\$2.50	\$4.75
Oats	\$/bu.	\$2.00	\$2.77
Upland Cotton ^a	\$/cwt.	\$45.00- \$52.00	\$66.30
ELS cotton	\$/cwt.	\$95.00	\$119.00
Rice, long-grain	\$/cwt.	\$7.00	\$12.60
Rice, medium-grain	\$/cwt.	\$7.00	\$20.10
Soybeans	\$/bu.	\$6.20	\$10.80
Other oilseeds ^b	\$/cwt.	\$10.09	Various
Peanuts	\$/cwt.	\$17.75	\$21.00
Peas, dry	\$/cwt.	\$6.15	\$9.84
Lentils	\$/cwt.	\$13.00	\$18.20
Chickpeas, large	\$/cwt.	\$14.00	\$23.30
Chickpeas, small	\$/cwt.	\$10.00	\$20.20
Wool, graded	\$/cwt.	\$115.00	\$166.00
Wool, ungraded	\$/cwt.	\$40.00	NA
Mohair	\$/cwt.	\$420.00	\$517.00
Honey	\$/cwt.	\$69.00	\$210.00
Sugar, raw cane	\$/cwt.	\$19.75	\$42.13
Sugar, refined beet	\$/cwt.	\$25.38	\$63.36

(出所) CRS, “Farm Bill Primer: MAL and LDP Farm Support Programs,” June 22, 2022.

(3) 酪農利幅補償プログラム (DMC)

① プログラムの概要

2018 年農業法により「酪農利幅補償プログラム (Dairy Margin Coverage: DMC)」が導入された。本プログラムは 2014 年農業法の「利幅補償プログラム (Dairy Margin Protection Program: DMPP)」を引き継いだものであり、生乳価格と飼料価格の差 (マージン) に基づき、マージンが生産者の設定した月次マージンの水準を下回った際に生産者に支払いを行うという仕組みを継承している。

DMC 加入者は、補償を希望するマージンを選択する。補償マージンは毎年選択可能であるが、5 年間固定の補償マージンを選択すると、DMC 保険料に 25%の割引が適用される。加入者は管理費用として年間 100 ドルを支払う。

図表 29 のとおり、補償マージンが 4 ドルでは保険料は無料で、管理費用のみを支払う。2018 年農業法により最初の 500 万ポンドまで、新たに 8.50、9.00、9.50 の補償マージンが追加されている。DMC では 500 万ポンド超の Tier 2 の補償マージン 5.5 ドル超の保険料が増額されている。

図表 29 DMC と DMPP の保険料の比較（ドル）

マージン	500 万ポンド以下（Tier 1）		500 万ポンド超（Tier 2）	
	DMPP	DMC	DMPP	DMC
4.00	0.000	0.0000	0.0000	0.0000
4.50	0.000	0.0025	0.0200	0.0025
5.00	0.000	0.0050	0.0400	0.0050
5.50	0.009	0.0300	0.1000	0.1000
6.00	0.016	0.0500	0.1550	0.3100
6.50	0.040	0.0700	0.2900	0.6500
7.00	0.063	0.0800	0.8300	1.1070
7.50	0.087	0.0900	1.0600	1.4130
8.00	0.142	0.1000	1.3600	1.8130
8.50	-	0.1050	-	-
9.00	-	0.1100	-	-
9.50	-	0.1500	-	-

（出所） Congressional Research Service, “2018 Farm Bill Primer: Dairy Programs,” April 24, 2019.

DMPP に加入すると酪農生産者は家畜保険制度である「生乳家畜利幅補償（Livestock Gross Margin-Dairy）」³⁴に加入できなかったが、2018 年農業法により DMC との同時加入が可能となった。

DMC に加入する生産者は、土壌や湿地帯の保全といった環境保全に関するルールを遵守しなければならない（保全コンプライアンス。保全コンプライアンスについては、4.3(1)参照）。ARC や PLC と異なり AGI による加入制限は設けられていない³⁵。

② 補完的措置の導入

中小規模の酪農生産者を支援するために「補完的 DMC（Supplemental DMC）」が 2021

³⁴ 生乳家畜利幅補償は、家畜利幅補償（LGM）の一つで、生乳の市場価格から飼料コストを差し引いたマージンの損失を補償する家畜保健プログラムである。詳細は、富士通総研「令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（北米の農業政策・制度の動向分析）報告書」（農林水産省委託事業）2022 年、108 頁

³⁵ USDA/FSA, “Dairy Margin Coverage Program,” <https://www.fsa.usda.gov/programs-and-services/dairy-margin-coverage-program/index>.

年に導入された³⁶。対象期間は 2021 年から 2023 年で、一度加入した生産者は翌年の補完的 DMC が自動継続される。また、加入しなかった生産者も新たに加入することが可能である。加入条件は以下のとおりである。

- ・ DMC 確定生産履歴（DMC established production history）が 500 万ポンド未満
- ・ 2019 年の生乳販売が DMC 確定生産履歴を上回っていること
- ・ 商品金融公社（Commodity Credit Corporation: CCC）³⁷の CCC-800A に基づいた酪農生産者の補完的生産履歴（supplemental production history ; 2019 年の生乳販売量に 75%を乗じたもの）を持っていること。補完的生産履歴を計算するために、生産者は 2019 年の生乳販売量の記録を提出しなければならない。

③ 実施状況

図表 30 と図表 31 は、2021 年以降の生乳価格や各種飼料コスト、DMC マージンの推移を示している。2021 年は DMC マージンが 9.5 ドルを下回る月が多く、生産者は DMC の支払いを受けることができたが、2022 年は 9.5 ドル以下の月は 8 月と 9 月のみである。図表のとおり 2022 年の飼料価格は 2021 年よりも高くなっているが、それ以上に生乳価格が上昇しているためマージンが 9.5 ドルを超えていることから、DMC の支払いが発生していない。

³⁶ USDA/FSA, “Supplemental Dairy Margin Coverage,” https://www.fsa.usda.gov/Assets/USDA-FSA-Public/usdfiles/FactSheets/2022/202202_fsa_dairy_margin_coverage_sdmc_fact_sheet_v5.pdf.

³⁷ 商品金融公社（CCC）とは、農家の所得と価格の安定・保護のために 1933 年に設立された政府公社であり、USDA が管理している。CCC は農産物の生産増、価格安定、効率的な取引等の促進のために、農産物の買入や販売、融資、助成等の活動を行う権限を有しているが、実質的には USDA の農家支援策の支払いのための機関として機能している。CCC は米国財務省から 300 億円の借入をする権限を有している。

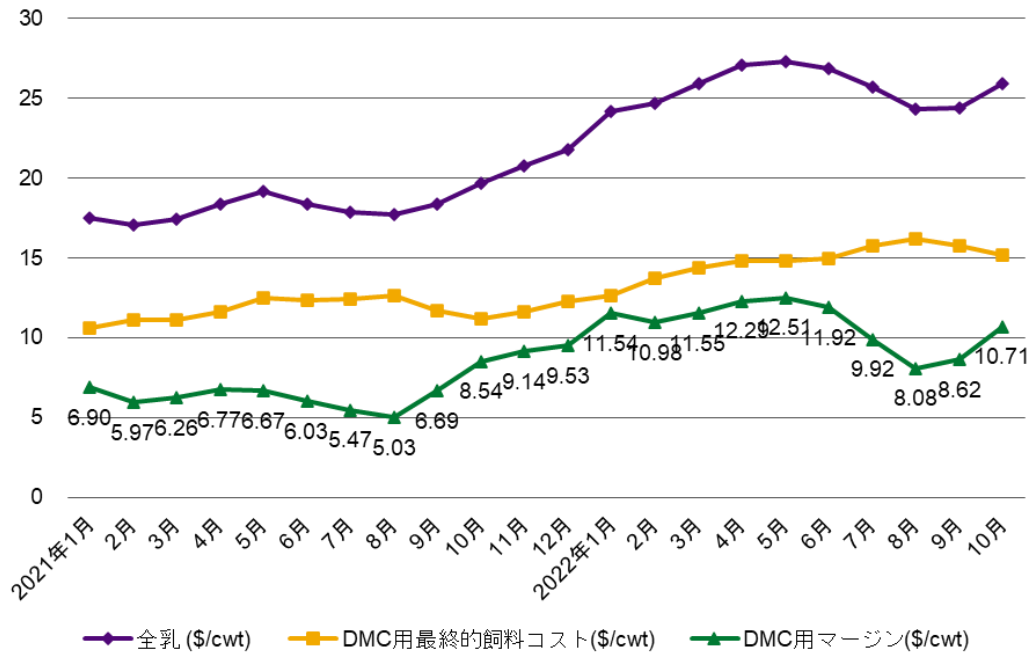
図表 30 DMC のマージンの推移

		トウモロ コ シ (\$/bu)	アルファ ル フ ア (\$/ton)	大豆ミール (\$/ton)	全 乳 (\$/cwt)	DMC 用 最終的飼 料コスト (\$/cwt)	DMC 用 マージン (\$/cwt)
2021 年	1 月	4.24	206.00	439.24	17.50	10.60	6.90
	2 月	4.75	211.00	427.28	17.10	11.13	5.97
	3 月	4.89	210.00	410.02	17.40	11.14	6.26
	4 月	5.31	211.00	413.36	18.40	11.63	6.77
	5 月	5.91	226.00	421.03	19.20	12.53	6.67
	6 月	6.00	230.00	378.18	18.40	12.37	6.03
	7 月	6.12	232.00	365.23	17.90	12.43	5.47
	8 月	6.32	238.00	358.21	17.70	12.67	5.03
	9 月	5.45	244.00	343.55	18.40	11.71	6.69
	10 月	5.02	247.00	325.43	19.70	11.16	8.54
	11 月	5.27	246.00	358.73	20.80	11.66	9.14
	12 月	5.47	253.00	399.53	21.80	12.27	9.53
2022 年	1 月	5.57	262.00	421.21	24.20	12.66	11.54
	2 月	6.10	266.00	480.96	24.70	13.72	10.98
	3 月	6.56	269.00	493.98	25.90	14.35	11.55
	4 月	7.08	271.00	476.70	27.10	14.81	12.29
	5 月	7.26	274.00	441.28	27.30	14.79	12.51
	6 月	7.37	277.00	445.93	26.90	14.98	11.92
	7 月	7.25	333.00	467.87	25.70	15.78	9.92
	8 月	7.24	343.00	510.90	24.30	16.22	8.08
	9 月	7.09	342.00	473.94	24.40	15.78	8.62
	10 月	6.50	348.00	468.68	25.90	15.19	10.71

(注) マージン 9.5 ドル以下を色付け。

(出所) USDA/FSA, “Dairy Margin Coverage Program,” <https://www.fsa.usda.gov/programs-and-services/dairy-margin-coverage-program/index>.

図表 31 DMC のマージンの推移（グラフ）



（出所）USDA/FSA, “Dairy Margin Coverage Program,”

<https://www.fsa.usda.gov/programs-and-services/dairy-margin-coverage-program/index>.

(4) 補完的農業災害支援

① 家畜損害賠償プログラム（LIP）

「家畜損害賠償プログラム（Livestock Indemnity Program: LIP）」は、家畜の死亡や赤字での家畜販売によって生じた損失について、市場価格の75%を補償金として支払うプログラムである。損失発生の原因として認められるのは、①損失期間中に発生した、発生が予想できず極端または異常な損害を与える天候、②ワクチン接種によって管理できない媒介生物によって引き起こされる、または伝播される疾病、③連邦政府が野生に戻した動物または連邦法によって保護された動物の襲撃の場合である³⁸。

② 家畜牧草地災害プログラム（LFP）

「家畜牧草地災害プログラム（Livestock Forage Disaster Program: LFP）」は、干ばつの被害を受けた放牧地（放牧のために植えられた耕作地を含む）、または連邦政府が管理する放牧地における火事によって損失を被った畜産農家に補償金を支払プログラムである³⁹。

③ 樹木支援プログラム（TAP）

「樹木支援プログラム（Tree Assistance Program: TAP）」は、自然災害や病気、昆虫によって被害を受けた樹木や低木、つる植物の植林や修復のために果樹農家や苗木農家に

³⁸ Congressional Research Service, “Farm Commodity Provisions in the 2018 Farm Bill (P.L. 115-334),” May 21, 2019, p.24.

³⁹ Congressional Research Service, “Farm Commodity Provisions in the 2018 Farm Bill (P.L. 115-334),” May 21, 2019, p.24.

補償金を支払うプログラムである。補償金を受け取るためには、正常な死亡率を調整したものの 15%を超える損失でなければならない。補償金は、植樹や育苗費用の 65%と修復（剪定や除去など）の費用の 50%をカバーする⁴⁰。

④ 家畜・蜜蜂・養殖魚緊急支援プログラム（ELAP）

「家畜・蜜蜂・養殖魚緊急支援プログラム（Emergency Assistance for Livestock, Honey Bees, and Farm-Raised Fish Program: ELAP）」は、LIP と LFP でカバーされない病気や悪天候、飼料や水不足、山火事等によって生じた損失について、家畜農家や養蜂家、養殖農家に補償金を支払うプログラムである⁴¹。

(5) 非保険対象品目支援（NAP）

「非保険対象品目支援（Noninsured Crop Disaster Assistance Program: NAP）」は、作物保険でカバーされない農産物を対象としたプログラムである。NAP は、災害補償（catastrophic coverage）として少なくとも 50%の作物被害が発生した際に市場価格 55%の支払いと、さらなる上乗せ（buy-up）として確定単収（established yields）の 50%から 65%の範囲で、平均市場価格の 100%の補償を受けることができる。2018 年農業法では、補償上限として、災害補償は一人当たり 125,000 ドル、上乗せ補償は一人当たり 300,000 ドルが設定された。

2018 年農業法によりプログラムの登録料が引き上げられ、1 品目ごとに 325 ドル、または郡ごと・生産者ごとに 825 ドルとなった（ただし、一生産者当たりの登録料は 1,950 ドルが上限）。NAP の加入資格が拡大され、作物保険の対象品目であっても総農場収入保険（WFRP）または天候インデックス保険証券（weather index policies）のみに加入している場合は、NAP への加入資格が認められるようになった⁴²。

4.4. 保全

保全プログラムについては、5 章にて後述する。

4.5. 貿易

(1) 農業貿易促進プログラム

2018 年農業法では、「既存のさまざまな輸出促進プログラムを「農業貿易促進プログラム（Agricultural Trade Promotion Program）」として一本化された。主な内訳は下記のとおりである。

⁴⁰ Congressional Research Service, “Farm Commodity Provisions in the 2018 Farm Bill (P.L. 115-334),” May 21, 2019, p.24.

⁴¹ Congressional Research Service, “Farm Commodity Provisions in the 2018 Farm Bill (P.L. 115-334),” May 21, 2019, p.24.

⁴² Congressional Research Service, “Farm Commodity Provisions in the 2018 Farm Bill (P.L. 115-334),” May 21, 2019, p.25.

図表 32 貿易促進プログラムの各プログラムの概要

プログラム名	概要
市場アクセスプログラム (Market Access Program : MAP)	・ 米国農産物の商業的輸出強化のための海外市場でのマーケティング及び販売促進活動のコストを一部負担。 ・ 年間 2 億ドル。
海外市場開発プログラム (Foreign Market Development Program : FMD)	・ 外国における米国産農産物の輸入の制約の軽減や輸出機会の拡大といった長期的な機会の増大のためのプロジェクトへの資金供与。 ・ 年間 3,450 万ドル。
新興市場プログラム (E. (Kika) de la Garza Emerging Markets Program)	・ 品目一般の米国産農産物輸出を後押しする技術支援のコストを一部負担。 ・ 年間 800 万ドル。
特別作物技術支援 (Technical Assistance for Specialty Crops)	・ 米国産特別作物の輸出に関する SPS や TBT 対応のためのプロジェクトへの資金供与 ・ 年間 900 万ドル。

(出所) Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Trade and Export Promotion Programs,” July 5, 2022.

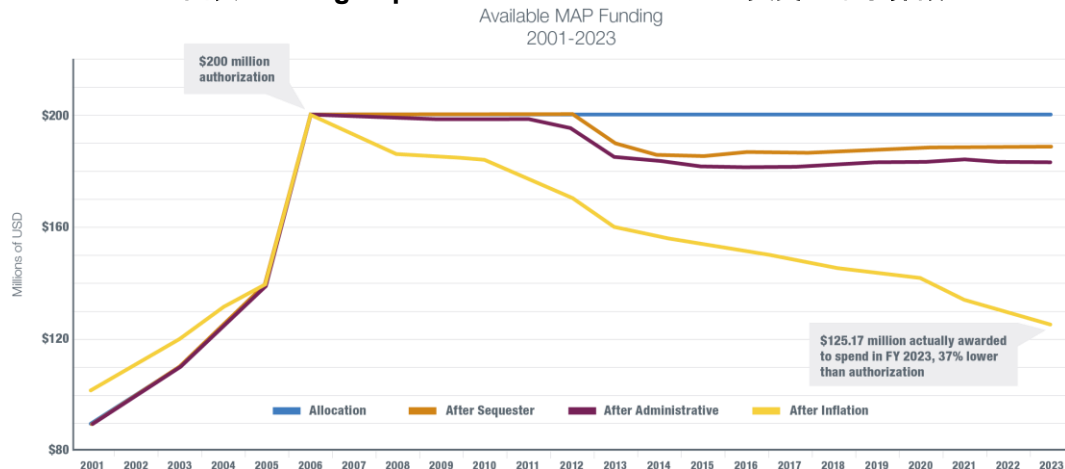
75 以上の農業団体等によって構成される Ag Exports Count は、MAP や FMD によって米国の農業輸出から得られる収益は 1977 年から 2019 年の間に約 14%増加したと主張している。彼らは米国農業における輸出とそれを支える MAP や FMD の重要性を訴えており、輸出の経済効果として 2020 年の農業輸出によって生み出された総経済産出 (total economic output) は 3,044 億ドル (うち、輸出額が 1,501 億ドルで追加的な経済活動によるものが 1,543 億ドル) に達しているとする。また、農産物輸出により 2020 年には 113 万人の雇用が創出されている (非農業セクターにおける 693,700 人の雇用を含む) とする。また、MAP と FMD は中小の食品企業や農業セクターが海外バイヤーからの新たな需要を見つけることに役立っているとしてこれらのプログラムの重要性を主張している⁴³。

貿易促進プログラムの予算は長年据え置かれているが、Ag Exports Count や農業団体は貿易促進プログラムの予算拡充を求めている (6.5 にて後述)。Ag Exports Count によると、2022 会計年度では、MAP には 67 団体、FMD には 22 団体という多数の団体が参加しており、これら多数の団体の要望に対応するためには予算の拡充が必要であること、そして MAP は年間 2 億ドルの予算が認められているが、歳出の自動カット (sequestration) や管理費、インフレを考慮すると実質的な価値は 1 億 2,520 万ドルまで目減りすることからも予算拡充の必要性を訴えている⁴⁴。

⁴³ Ag Exports Count, <https://agexportscount.com/value-of-ag-exports/>.

⁴⁴ Ag Exports Count, <https://agexportscount.com/challenges/>.

図表 33 Ag Exports Count による MAP の実質的な予算額



(出所) Ag Exports Count, <https://agexportscount.com/challenges/>.

Ag Exports Count は、歳出自動カットにより毎年 MAP から 1,140 万ドルと FMD から 196 万ドルが差し引かれ、USDA の管理費として年間 690 万ドル（2020 会計年度）差し引かれ、さらに 2006 年から 2021 年のインフレにより約 37.5% 目減りしていると分析している。

【参考：貿易促進プログラムの利用例：ASA へのヒアリングより⁴⁵⁾】

(1) プログラムの申請プロセス

ASA などプログラムを利用する農業団体は協力者（cooperator）と呼ばれる。協力者はプログラムの予算獲得のために毎年 USDA に申請を行う。申請では、毎年統合輸出戦略（unified export strategy: UES）と呼ばれるものを提出する。UES には団体が輸出促進で実施したいと考えているプロジェクトに関する詳細が記載されている。どのようなプロモーション活動をするかは申請する側が主体的に決める。申請が承認されれば、米国の会計年度のはじまりである 10 月 1 日に予算が配分される。

UES には活動に関するかなり詳細な情報が含まれており、例えば、東南アジア、ラテンアメリカ、アフリカ、中東など地域ごとに、その地域の各プロジェクトについて記載されている。具体的には、5 日間、5 人の農家、2 名スタッフによって構成されるカンボジアへの貿易視察団に 50 万ドルの予算が欲しいとか、エジプトでの養殖用大豆飼料に関する 3 年間の調査プロジェクトを実施するためにこれだけの金額の予算が欲しいといったことや、なぜ予算が正当化されるのか説明する。

(2) USDA による申請の評価

USDA はすべての申請を評価する。評価する際は、USDA がプログラムの対象に入るのか、これまであまり予算が配分されていない新市場開拓向けの活動なのか、新たな作物に関するプロモーションなのかを評価する。USDA は地域ごとに予算が公平に配分しており、中国向けプロジェクトだけにすべての予算が配分されることはない。USDA は従来予算が付けられていなかった地域かどうかも見えており、大豆であれば南米やアフリカといった新市場開拓がベストだと評価されると考えられる。

(3) プログラムの効果

貿易促進プログラムは既存市場の足場固めとともに新市場開拓としても有用である。大豆については、日本や台湾、中国市場は十分に開拓されている。そのため、新興市場や拡大が期待される市場も見据えており、近年はエジプト市場の開拓に取り組んでいる。2018 年の中国との貿易戦争以来、貿易促進プログラムを使ってエジプトに多額の投資をしている。その結果、エジプトは現在われわれの上位 10 つに入る市場になっている。

結果については「成功ストーリー（success story）」と呼ばれる報告書を USDA に提出する。支援を受けたすべてのプロジェクトが対象である。プロジェクトの進捗や当初の計画とは異なる実施をしたこと、配分された予算がすべて消化されているか、さらなる予算が必要なのかどうかといった情報が報告書に記載される。

配分された予算はすべての消化するよう努めている。配分された予算をすべて消化しなければ、翌年に予算が配分されない可能性が高い。すべての協力者は予算消化のためにあらゆる努力をする。2020 年は COVID19 の影響があり、海外での販売促進活動ができなかったことから、USDA は融通をきかせて翌年への予算繰越を認めてくれた。そういう例外もあるが、基本的に協力者は世界中で活動しており、予算を消化できないということは非常にまれなことである。

成功ストーリーには、プロジェクトのサマリーとプロジェクトで発生したあらゆる情

⁴⁵⁾ ASA へのヒアリングより（2023 年 2 月 14 日）。

報が含まれる。たとえば、展示会であれば、バンコクの大豆食品国際会議に出展し、多くの来場者が訪問し接点となる機会となったことや、業界や政府関係者と展示会で追加的な面談が行われたことなど、そのような情報が記載される。

農業貿易促進プログラムの参加団体は USDA のウェブサイトを確認することができる⁴⁶。

図表 34 農業貿易促進プログラムの参加団体

参加団体名	品目等
USA Poultry & Egg Export Council	鶏肉、鶏肉加工品、七面鳥、アヒル、鶏卵、鶏卵、乾燥ラ卵、特別加工卵
Cherry Marketing Institute	モンモランシーチェリー、冷凍チェリー、チェリージュース
National Sunflower Association	ひまわりの種、ひまわりオイル
Synergistic Hawaii Agricultural Council	(ハワイパパイヤ産業協会(HPIA)、ハワイ花卉栽培保育園協会(HFNA)、ハワイコーヒー協会(HCA)により設立された団体)
American Sheep Industry Association	羊毛
U.S. Dry Bean Council	乾燥豆 (小豆、黒目豆、リマ豆、クランベリービーン、キドニービーン、ひよこ豆、グレートノーザンビーンズ、シロインゲンマメ、ピンク豆、うずら豆等)
North American Millers Association	製粉 (小麦、トウモロコシ、オートムギ、ライ麦)
American Peanut Council	ピーナッツ、ピーナッツ加工品
U.S. Wheat Associates	小麦
Western U.S. Agricultural Trade Association (WUSATA)	多品目
Cotton Council International (CCI)	綿
U.S. Grains Council	大麦、トウモロコシ、ソルガム、関連製品
US Rice Producers Association	米
Cal-Pure	※ウェブサイトを確認できず。
Florida Tomato Committee	トマト
Blue Diamond Growers	アーモンド
USA Dry Pea and Lentil Council	乾燥エンドウ豆、レンズ豆、ひよこ豆
National Pecan Growers Council	ピーカンナッツ
American Pistachio Growers (APG)	ピスタチオナッツ
US Apple Export Council (USAEC)	りんご
California Cherry Marketing and	カルフォルニアチェリー

⁴⁶ USDA/FAS, “U.S. Cooperator Market Development Program Participant - Search,” <https://apps.fas.usda.gov/pcd/PartnersSearch.aspx>.

参加団体名	品目等
Research Board (CCMRB)	
Intertribal Agriculture Council	多品目
Mid-America International Agri-Trade Council (MIATCO)	多品目
American Sweet Potato Marketing Institute	さつまいも
National Association of State Departments of Agriculture (NASDA)	多品目
California Ag Export Council (CAEC)	多品目
California Fresh Fruit Association	ブドウ、ブルーベリー等の果実
American Seed Trade Association ((ASTA)	農産物等の種子
Food Export USA NE; ANGUILLA, ANTIGUA, ARUBA, THE BAHAMAS, BARBADOS, BERMUDA, BONAIRE, BRITISH VIR	※ウェブサイトで確認できず。
American Soybean Association (ASA)	大豆
Leather Industries of America	皮革
California Table Grape Commission	食用ブドウ
American Hardwood Export Council (AHEC)	広葉樹
National Watermelon Promotion Board	すいか
Softwood Export Council (SEC)	針葉樹製品
American Feed Industry Association (AFIA)	飼料およびペットフード
North American Renderers Association (NARA)	レンダリング
North American Export Grain Association (NAEGA)	穀物、油糧種子、およびそれらの派生製品
Pet Food Institute (PFI)	ペットフード
USA Rice Federation	米
Florida Department of Citrus	オレンジジュース
Almond Board of California	アーモンド
California Cling Peach Advisory Board	カリフォルニア・クリングピーチ
California Strawberry Commission	いちご
Pear Bureau Northwest	アメリカ梨
Wine Institute	ワイン
Washington State Fruit Commission	果物（さくらんぼ、アプrikott、桃、ネクタリ

参加団体名	品目等
(Northwest Cherry Growers) (WSFC)	ン、プルーン、プラム等)
California Dried Plum Board	ドライプルーン
Southern Forest Products Association (SFPA)	サザンパイン材
National Grape Co-operative Association/Welch's Foods, Inc.	コンコード グレープ (ジュース用のぶどう)
Food Export USA NE	多品目
APA-The Engineered Wood Association (APA)	構造用木材製品
Cranberry Marketing Committee	クランベリー
Organic Trade Association (OTA)	有機農業製品
The Catfish Institute (TCI)	なまず
California Walnut Commission	くるみ
Raisin Administrative Committee	レーズン
Sunkist Growers	柑橘類 (オレンジ、レモン、ライム、みかん等)
Hop Growers of America	ホップ
Northwest Wine Coalition	ワイン
Washington State Apple Commission	りんご
Mohair Council of America	モヘア (アンゴラ山羊の毛)
National Confectioners Association (NCA)	チョコレート、キャンディ、グミ等の菓子
U.S. Dairy Export Council	乳製品
U.S. Hide, Skin & Leather Association (USHSLA)	皮革
National Potato Promotion Board/Potatoes USA in the GCC Countries (Gulf Cooperation Council)	じゃがいも
U.S. Meat Export Federation (USMEF)	食肉 (牛肉、豚肉、ラム肉)
U.S. Livestock Genetics Export, Inc.	繁殖関連産業 (乳製品、牛肉、豚、馬、小型反芻動物 (羊と山羊))
Southern U.S. Trade Association (SUSTA)	多品目
New York Wine and Grape Foundation	ブドウとワイン
Distilled Spirits Council of U.S., Inc.	蒸留酒
Brewers Association	ビール
California Pear Advisory Board	梨
The Popcorn Board	ポップコーン

参加団体名	品目等
Food Export Association of the Midwest USA (Formerly MIATCO)	多品目
Ocean Spray Cranberries, Inc.	クランベリー加工品（ジュース、缶詰、ドライ、冷凍品）
Ginseng Board of Wisconsin	高麗人参
Alaska Seafood Marketing Institute (ASMI)	魚介類

【参考】農業貿易事務所（ATO）の役割⁴⁷

(1) ATO の概要について

農業貿易事務所（Agricultural Trade Office: ATO）は、USDA 海外農業サービス局（FAS）に属している。FAS は 100 名超の外国勤務職員を有しており、彼らはキャリアの 3 分の 2 を海外で過ごし、残りの 3 分の 1 はワシントン DC の本部で勤務することになっている。外国勤務を希望する職員は外国勤務試験に合格する必要がある、合格すれば本部でのトレーニングの後、希望する勤務地を申請する。

ATO の事務所は通常首都にある大使館に設置されているが、戦略上重要な国では首都以外にも設置されていることがあり、日本であれば東京と領事館のある大阪にも設置されている。

法律により ATO の人数制限があり、現在は中国で 4 名、日本で 2 名、ブラジルで 1 名、メキシコで 2 名という配置となっている。かつては香港のも事務所があったが現在は閉所されている。また、モスクワとウラジオストクの事務所も現在は閉所されている。

ATO の職員はローテーションする。ある国の事務所で働いた後にワシントン DC で勤務し、その後別の国に赴任し再びワシントン DC で働いた後に、さらに別の国に赴任する。1 カ国の勤務期間は 3 年から 4 年である。

各事務所の運営は、米国人職員 1 名と現地職員という構成が基本であり、ATO は農業やマーケティングのバックグラウンドがある現地の職員も雇用している。現地職員を募集する際は内部で空席の補充が可能かどうか調整したのち、内部で人員を確保できなかった場合は大使館のウェブサイトにて採用情報が掲載される。

(2) ATO と協力者の関係について

全米食肉輸出連盟（US Meat Export Federation: USMEF）など、貿易促進プログラムの利用する農業団体は「協力者（cooperator）」と呼ばれ、FAS はこれら協力者と緊密に連携している。前述のとおり、農業団体は貿易促進プログラムなどを活用して海外でプロモーション活動を展開しているが、FAS はこれらの団体の活動を監視している。協力者は、毎年どの国でどのような活動をしたいか申請して、申請が受理されれば支援を受けられる。

(3) ATO の活動内容や財源について

ATO は毎年、翌年に実施したい活動の計画や目標、具体的なプロモーション活動の内

⁴⁷ アメリカ大使館農産物貿易事務所へのヒアリング（2023 年 2 月 13 日）。

容とそのコストをとりまとめて、FAS に申請する。FAS には各 ATO から提出された申請を検討する委員会があり、予算を承認すべきかどうかを検討される。その予算が承認されれば米国の会計年度である 10 月 1 日から予算を使うことができる。予算は毎年変動する。

どのような活動をするかは ATO の職員や市場環境によって様々であるが、日本であればスーパーマーケット・トレードショーや FOOD EX JAPAN のような食品の展示会や見本市への参加が典型的な活動の一つである。これらの展示会では米国のパビリオンを設置するが、パビリオンの予算や想定来場者数などをもとに予算を FAS に毎年申請する。また、米国で開催される展示会に日本のバイヤーなど関係者を招待することもある。

SNS やセミナーを通じたプロモーション活動も実施している。コロナの蔓延により店頭でのプロモーション活動や試食イベントなどが実施できなくなり、オンラインでの料理教室を開催した。開催に際しては、料理教室に米国の農産物などが日本の料理でどのように利用されているかなど情報を提供する。

ATO は、毎年国別行動計画（country action plan）を作成する。計画は当地における米国の活動に影響を与えうる、日本の農業や貿易、米国との関係性などの情報を含んでいるが、情報は概括的なものであり、どの農産物をプロモーションすべきとか日本のビジネスの詳細な情報までは含まれていない。この計画をもとに、具体的にどのような活動をするかは各 ATO に委ねられている。

ATO が利用する情報はおもに国が公開している統計であり、日本であれば農林水産省が公表している農場数やその規模、農業従事者数、生産物などの公開情報を活用している。そうした情報が得られない国であれば、市場調査会社への調査委託なども利用することは可能である。

ATO の財源は、賃料やパソコン等の備品や現地職員の給与等の運営費をカバーする一般会計と、国別戦略支援資金（country strategy support fund: CSSF）によって賄われる。後者の CSSF がプロモーション活動費等をカバーするもので、FAS から議会に予算請求をして、議会が必要予算を決定する。議会から承認された予算を FAS が各 ATO に配分する。この 1 年間⁴⁸の CSSF 予算は世界全体で約 700 万ドルとなっている。議会が承認する予算額は毎年変動する。

各 CSSF への予算配分は、ATO の人員配置や実際に配分された予算が消化できるか等を考慮して決定される。日本のように銀行の海外送金や調達、契約管理が円滑にできる国であれば予算が適切に消化できると判断されるが、銀行で不正があり海外送金が容易でない国や契約管理が難しい国では、実施できる活動が店頭プロモーションだけに限られたりするので、配分される予算も少額になりうる。

政権の重要課題によって農産物の海外市場プロモーションの優先事項が変化する。バイデン政権の優先事項は気候変動とサステナビリティであり、たとえば、日本で大豆のプロモーションをする場合、米国産大豆がサステナブルな方法で生産されていることを伝える。納豆や豆腐に使われる大豆が無耕農業で生産されていることや、土地や水資源が良好な管理のもと使用されていること、ライフサイクル分析を実施して米国農業が環境に与える影響について科学的データを収集していることなどを伝える。

(4) 活動の成果測定について

CSSF の申請時に活動の成果測定の方法も含める。展示会であれば、米国パビリオン

⁴⁸ ヒアリング実施日は 2023 年 2 月 13 日。

の出展者数、展示会の来場者数、出展者と接触した人数、向こう 12 か月の予想販売額などが指標となり、職員がこの結果を分析して、FAS に報告する。展示会の成果測定に要するデータは展示会主催者から提供してもらう。予想販売額の情報は米国の展示会参加団体から収集する。名刺交換した人のうち、15 人のバイヤーに会い、そのうち 5 人が関心を示し、さらにそのうち 3 人が毎年購入する意向を示しているなら、この 3 人をもとに予想販売額を計算する。数年に一度、コンプライアンスレビューチームが ATO 事務所を訪問し、事務所や予算編成、文書管理等をレビューする。彼らは CSSF のファンドのレビューや活動の成果測定について検証し、予算をさらに有効利用できる他の方法について提言を行う。

(5) チェックオフ制度

① チェックオフ制度の仕組み

チェックオフ制度は、特定の農産物について生産者から拠出金を集め、市場拡大や販売促進、調査研究を実施する仕組みである⁴⁹。多くの生産者が協力することでマーケティングや研究開発、広告に必要な多額の資金を確保することができる。これら研究や販売促進のため、1966 年以降チェックオフの設立が法律によって承認されてきた⁵⁰。

チェックオフの活動は、当該農産物全体の需要拡大を目指した「品目一般 (generic) マーケティング」に限定されている。輸出促進のための活動であれば、米国産の当該品目全体が販売促進の対象となる（特定の企業や産地のブランドの販売促進ではない）。農産物は差別化の余地が限られており、差別化が十分でない場合や生産者の数が多い場合は、個々の生産者がそれぞれ独自に宣伝活動を実施することは非効率的であり、かつ消費者にもわかりづらくなるため、こうした手法が採用されている。また、品目一般にすることで、当該品目の生産者の負担と恩恵の配分の平等性が確保されるといえる。

② チェックオフの設立と運営

従来、チェックオフを導入するには個別の立法が必要であったが、1996 年農業法により農産物振興・研究・情報法の制定以降はその必要がなくなった（個別立法として設立することも可能）⁵¹。しかし、現在のチェックオフは個別法に基づいて設立されたものが多い。連邦政府によるチェックオフ制度では、導入した品目のすべての生産者に賦課金の支払いが義務付けられている。賦課金率はチェックオフによって異なるが、通常は当該農産物の価格の 1%未満であることが多い。チェックオフ制度がはじまった当初、参加は任意であったが、チェックオフの恩恵は非加入者にも及ぶことから、フリーライダーの発生を抑制するために、現在ではほとんどの場合で賦課金を強制的に徴収している。

新たなチェックオフプログラムを設立するためには、当該品目のすべての生産者による投票で多数の支持を得ることが求められる。チェックオフ資金の管理と運営は生産者が構成する委員会が行う。委員は生産者等が選出した候補者を農務長官が任命する。連

⁴⁹ 平澤明彦「米国の農産物チェックオフ制度—概要と実態、日本への示唆—」『農業と経済』2017 年 10 月臨時増刊号、73 頁。

⁵⁰ USDA/AMS, “Research & Promotion Programs,” <https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/research-promotion>.

⁵¹ 平澤明彦「米国の農産物チェックオフ制度—概要と実態、日本への示唆—」『農業と経済』2017 年 10 月臨時増刊号、74-75 頁。

邦政府はチェックオフ委員会を監督し、チェックオフ資金によって実施されている事業や運営が適切に実施されているかどうかを監視する。

③ チェックオフプログラムを導入している品目

2022 年 11 月 15 日現在、USDA の農業販売局（Agricultural Marketing Service）のウェブサイトに掲載されているチェックオフ委員会は以下の 22 品目である。

図表 35 チェックオフ委員会一覧

団体名	品目
American Egg Board	卵、卵製品
American Lamb Board	ラム肉
American Pecan Promotion Board	ピーカンナッツ
Cattlemen's Beef Board（CBB）	牛肉、乳製品、牛肉製品
Christmas Tree Promotion Board	クリスマスツリー
Cotton Board	綿花、綿製品
Fluid Milk Processors Promotion Program	牛乳
Hass Avocado Board（HAB）	アボカド
Highbush Blueberry Council	ブルーベリー
Mushroom Council	キノコ類
National Dairy Promotion & Research Board	乳製品
National Honey Board（NHB）	ハチミツ、ハチミツ製品
National Mango Board（NMB）	マンゴー
National Peanut Board	ピーナッツ
National Pork Board	豚肉
National Potato Promotion Board	ジャガイモ
National Watermelon Promotion Board	スイカ
Paper & Packaging Board	紙、紙パッケージ
Popcorn Board	ポップコーン
Softwood Lumber Board（SLB）	針葉樹材製品
United Sorghum Checkoff Program	ソルガム
United Soybean Board	大豆

（出所）USDA/AMS, “Research & Promotion Programs,” <https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/research-promotion>.

④ チェックオフの事例：大豆

1) 米国大豆委員会（USB）の概要

大豆部門では 1991 年にチェックオフ団体として米国大豆委員会（United Soybean Board: USB）が設立された。根拠法は、「大豆振興・研究・消費者情報法（Soybean Promotion,

Research, and Consumer Information Act」である。大豆と大豆製品の国内及び海外市場の維持・拡大がプログラムの目的であり、特に消費者教育、プロモーション、研究の3つを投資の重点分野としている。研究対象は、タイヤ製造メーカーのグッドイヤー社との大豆を使った新製品開発など食用目的にとどまらない。

生産者が支払う賦課金は、各シーズンの大豆の1ブッシェル当たりの正味市場価格の0.5%である⁵²。

2) 輸出促進事業の実施

大豆部門の中心的な生産者団体としては米国大豆協会（American Soybean Association: ASA）が存在するが、USB と ASA は輸出促進団体として米国大豆輸出協議会（U.S. Soybean Export Council: USSEC）を2005年に設立し、USBからのチェックオフ資金とASAからの財政資金によってUSSECの輸出促進事業が実施されている。

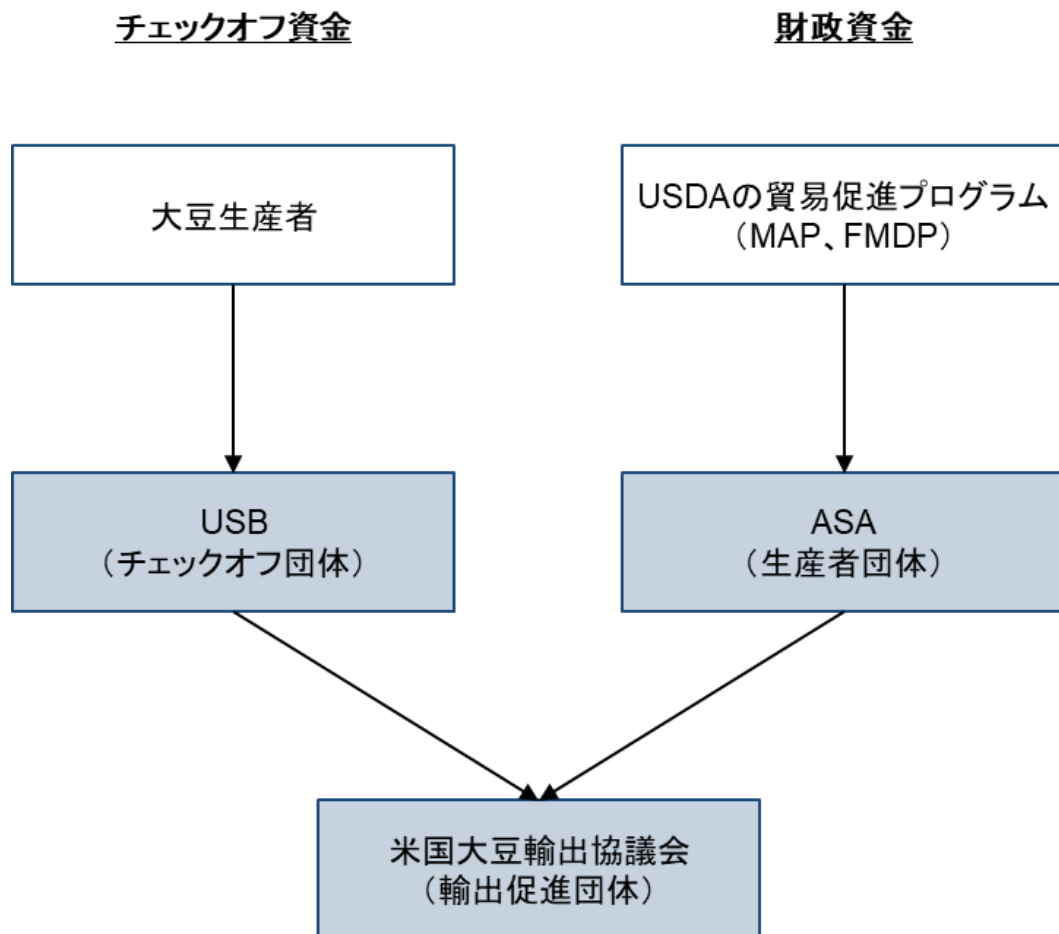
ASAによると大豆の輸出促進のための取り組みの資金の過半はASAが提供しており、その資金の中には農業法の貿易促進プログラムであるMAPやFMDPの助成金が含まれているとしている⁵³。従って、大豆の輸出促進のための取り組みはチェックオフ制度や農業法のプログラムなど複数の仕組みから支援を受けているといえる。こうした仕組みによる輸出促進の取り組みは他の品目でも行われている⁵⁴。

⁵² USB, “About the Checkoff,” <https://www.unitedsoybean.org/about-the-checkoff/>.

⁵³ ASA, “U.S. Soybean Export Council,” <https://soygrowers.com/international-programs/ussec/>.

⁵⁴ 平澤明彦「米国の農産物チェックオフ制度—概要と実態、日本への示唆—」『農業と経済』2017年10月臨時増刊号、79頁。

図表 36 大豆の輸出促進事業における資金の流れ



(出所) 平澤明彦「米国の農産物チェックオフ制度—概要と実態、日本への示唆—」『農業と経済』2017年10月臨時増刊号、78頁、図1（一部改変）。

(6) 優先的貿易ファンド

2018年農業法では、「優先的貿易ファンド (Priority Trade Fund)」が創設された。これは、米国産農産物輸出のための市場開拓・維持・拡大に資する活動を支援するためのファンドであり、農務長官が自身の裁量に基づき年間350万ドルを貿易促進のために支出することが認められている⁵⁵。

(7) 輸出信用保証制度

新興国市場向けの輸出促進プログラムとして、直接信用保証や輸出信用保証に年間10億ドルの支出が認められている⁵⁶。

⁵⁵ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Trade and Export Promotion Programs,” July 5, 2022.

⁵⁶ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Trade and Export Promotion Programs,” July 5, 2022.

(8) バイオテクノロジー農業貿易プログラム

2018 年農業法で「バイオテクノロジー農業貿易プログラム (Biotechnology and Agricultural Trade Program)」が新設された。他国との二国間貿易交渉の一部として、即時対応及び条約原案作成のための公的及び民間のプロジェクトに対する資金助成であり、2018 年農業法では年間 200 万ドルの支出が認められている⁵⁷。

対象となるテーマは、農業バイオテクノロジーや他の新技術、食品安全や植物と動物の病気、その他 SPS に関わる要件に関連する非関税障壁に対する懸念に対処するものである。このプログラムは 1990 年農業法で導入されたものの 2007 年に廃止されており、2018 年農業法で復活した。

4.6. 栄養プログラム

「補助的栄養支援プログラム (Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP)」⁵⁸や多くの栄養プログラムは USDA の食料栄養局 (Food and Nutrition Service: FNS) が管轄している。栄養タイトルが農業法に導入されたのは 1973 年農業法にさかのぼる。栄養プログラムは農業法の支出の約 8 割を占めており、特に SNAP がその大半となっている。

栄養タイトルに含まれるプログラムは以下のとおりである。

- SNAP and related grant programs (e.g., SNAP Employment & Training)
- Programs in lieu of SNAP: Food Distribution Program on Indian Reservations (FDPIR), grants for certain territories
- The Emergency Food Assistance Program (TEFAP)
- Commodity Supplemental Food Program (CSFP)
- Community Food Projects
- Senior Farmers' Market Nutrition Program (SFMNP)
- Food Insecurity Nutrition Incentive (FINI) grants

米国の食料支援プログラムには、児童や女性を対象にした「全米学校給食プログラム (National School Lunch Program)」や「女性・幼児児童向け特別栄養プログラム (Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children: WIC)」などがあるが、これらは農業法ではなく、「健康で飢餓のない子供法 (Healthy, Hunger-Free Kids of 2010)」によって承認されていることから、本報告書では取り上げない。

(1) 補助的栄養支援プログラム (SNAP)

① SNAP の概要と支出状況

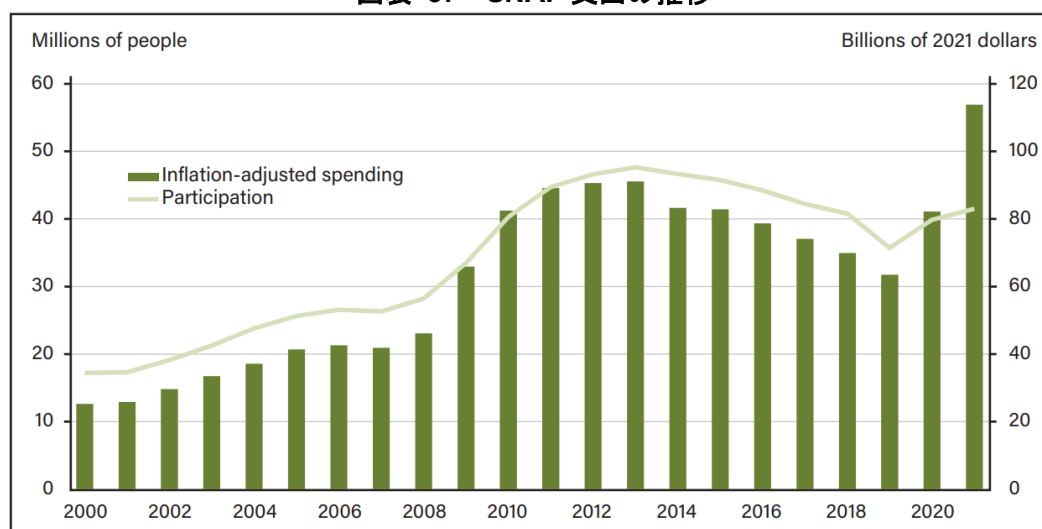
SNAP は、低所得世帯に対する支援である。SNAP 適格小売店の SNAP 適格食品に使用できる電子給付転送カード (Electronic Benefits Transfer card: EBT) が支給される。SNAP の支出は経済動向に大きく影響を左右される。2008 年のリーマンショックの影響で 2009 年から SNAP 受給者が増加し、SNAP 支出も大きく増えた。その後は受給者と支出は漸減傾向にあったが、コロナに伴う経済の低迷や失業率上昇による食料支援のニーズ

⁵⁷ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Trade and Export Promotion Programs,” July 5, 2022.

⁵⁸ 従来はフードスタンプ (Food Stamp Program) という名称であったが、2008 年農業法で SNAP に改称された。

の高まりを受けて、再び受給者と支出額は増加に転じている。特に 2021 年は受給者の伸びを上回るペースで支出額が増えている。コロナを受けて、SNAP の緊急追加支給（SNAP COVID-19 Emergency Allotments）が認められ、給付額上限に満たない支給を受けている SNAP 受給世帯を対象に支給額を上限まで引き上げることが可能となった。また、主に米国救済法（American Rescue Plan Act of 2021）からの支出により 2021 年 1 月～9 月までの間、SNAP の支給額上限の 15%引き上げが実施された。こうした緊急的なコロナ対策も SNAP 支出額の増加の要因となっている⁵⁹。

図表 37 SNAP 支出の推移



（出所）USDA/ERS, “The Food and Nutrition Assistance Landscape: Fiscal Year 2021 Annual Report,” Economic Information Bulletin, No. EIB-237, 2022, p.7 より転載。

② SNAP の加入要件

SNAP に加入するには、経済的要件、労働要件、自動的受給資格（categorical eligibility）を満たさなくてはならない。

1) 経済的要件

SNAP を受給する際の経済的要件として、世帯の月間所得や資産の制限が設けられている。世帯月間所得制限は連邦政府が定める貧困レベルが基準となっている（制限額は図表 38 を参照）。高齢者や障害者がいない世帯は、世帯総月収と純月収の両方の要件を満たさなくてはならず、高齢者や障害者がいる世帯は純月収の要件のみを満たせばよい。

⁵⁹ SNAP の緊急支援及び 2021 年前後の SNAP 実施状況については、過年度事業の報告書である富士通総研『令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（北米の農業政策・制度の動向分析）【報告書】』（農林水産省委託事業）2022 年、111-119 頁に詳しい。

世帯総月収 (household gross monthly income)	世帯の現金収入の合計が連邦政府が定める貧困レベルの130%以下。ただし、月収の計算時に含めない収入が食料栄養法等により規定されている。
世帯純月収 (household net monthly income)	連邦政府が定める貧困レベルの100%。純月収は世帯の総月収から一定の控除を行い計算。すべての収入が食品購入に使用できるとは限らないとの考えに基づく。世帯の人数に基づく標準控除 (standard deduction) や育児支出などがある。
世帯資産上限	一世帯当たりの流動資産が2,750ドル (2023会計年度)。インフレ調整あり。高齢者や障害者がいる世帯は上限が4,250ドルに引き上げられる。

図表 38 2023 会計年度における SNAP 世帯月収の上限
Table 2. Counted (Net) and Basic (Gross) Monthly Income Eligibility Limits for SNAP, FY2023

Eligibility Limits in Effect October 1, 2022, to September 30, 2023

Household size	48 States, DC, and the Territories	Alaska	Hawaii
Counted (net) monthly income eligibility limits (100% of poverty):			
1 person	\$1,133	\$1,416	\$1,303
2 persons	1,526	1,908	1,755
3 persons	1,920	2,400	2,208
4 persons	2,313	2,891	2,660
5 persons	2,706	3,383	3,113
6 persons	3,100	3,875	3,565
7 persons	3,493	4,366	4,018
8 persons	3,886	4,858	4,470
Each additional person	394	492	453
Basic (gross) monthly income eligibility limits (130% of poverty):			
1 person	\$1,473	\$1,841	\$1,694
2 persons	1,984	2,480	2,282
3 persons	2,495	3,119	2,870
4 persons	3,007	3,759	3,458
5 persons	3,518	4,398	4,047
6 persons	4,029	5,037	4,635
7 persons	4,541	5,676	5,223
8 persons	5,052	6,315	5,811
Each additional person	512	640	589

Source: U.S. Department of Agriculture, Food and Nutrition Service, <https://fns-prod.azureedge.us/sites/default/files/resource-files/snap-fy-2023-cola-adjustments.pdf#page=4>

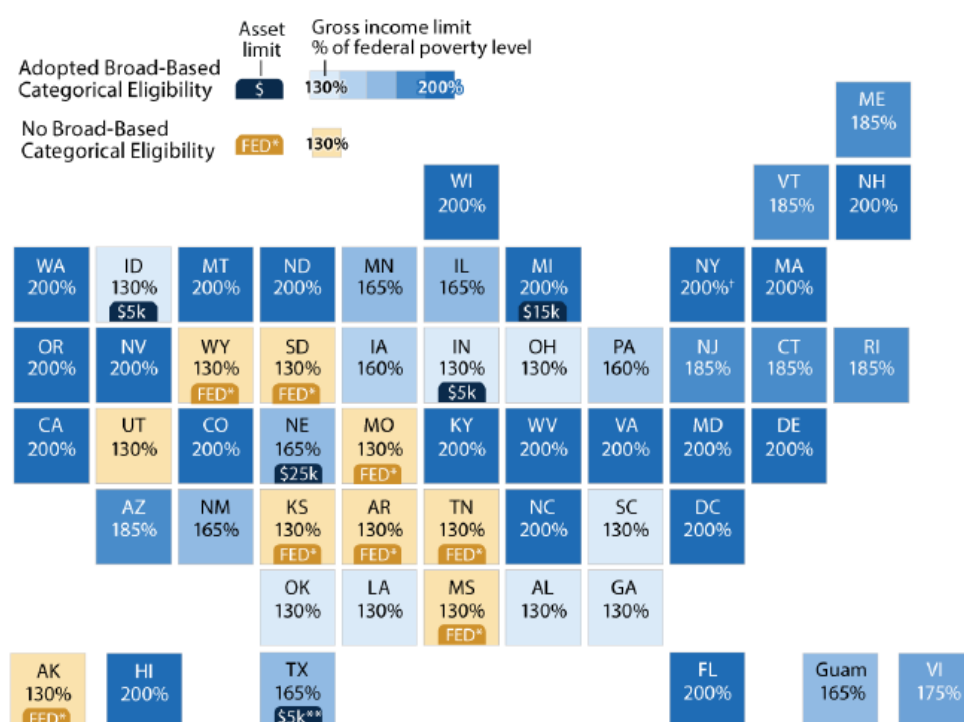
(出所) Congressional Research Service, “Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP): A Primer on Eligibility and Benefits,” October 4, 2022, p.7.

自動受給資格とは、「補完的安全所得 (Supplemental Security Income: SSI)」や「貧困家

族に対する一時的扶助（Temporary Assistance for Needy Families: TANF）の包括的補助（block-grant）」、「一般支援（General Assistance: GA）」の受給者に、自動的に SNAP の受給資格を与える仕組みである。これらの補助の受給者は上記の世帯月収や資産に関する経済的要件の資格審査を受けることなく SNAP の受給資格が与えられる。

また、州が独自に受給資格を緩和することも認められており（広範自動受給資格（broad-based categorical eligibility））、何らかの TANF による補助を受ける資格がある者に自動的に SNAP 受給資格を付与することや収入要件の引き上げ（貧困レベルの 2 倍を超えない範囲）、資産要件の免除等が可能である⁶⁰。図表 39 が示すとおり、多くの州で何らかの広範自動受給資格が適用されている。

図表 39 州の広範自動受給資格の適用状況（2022 年 6 月現在）



Data as of June 2022.

* FY2023 asset limits for states with no broad-based categorical eligibility are \$4,250 for a household with an elderly or disabled member, \$2,750 for other households.

** Texas excludes a vehicle's value up to \$15k.

† New York gross income limit is 200% for households with dependent care expenses and 150% for other households.

（出所） Congressional Research Service, “Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP): A Primer on Eligibility and Benefits,” October 4, 2022, p.7.

2) 就労要件

州も独自に就労・訓練プログラム（Employment and Training Program: E&T）を設計できることから、SNAP の就労要件は州によって異なり得るが、以下の就労要件はすべての州に適用される⁶¹。

⁶⁰ Congressional Research Service, “Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP): A Primer on Eligibility and Benefits,” October 4, 2022, p.8.

⁶¹ Congressional Research Service, “Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP): A Primer

- ・ 就労登録（通常は、SNAP 州当局や州の雇用サービス事務所で登録）
- ・ 適切な職を提案された際は、それを受け入れること
- ・ SNAP 州当局が設けた労働、求職、訓練要件を満たすこと
- ・ 雇用機会の決定を可能にするため、必要な情報を当局に提供すること
- ・ 正当な理由なく退職しないこと、または週の労働時間を 30 時間未満にしないこと

就労要件に違反すると SNAP 受給資格をはく奪される。はく奪期間は、違反の回数に応じて異なるが、最低はく奪期間は、1 か月から 6 か月である（州が独自に上乗せすることも可能）。身体的・精神的に就労に適さない人、15 歳以下・60 歳以上、世帯主ではなく就学・職業訓練をしている 16 歳から 18 歳の人、障害者や 6 歳未満の子どもなどの被扶養者がいるなどの条件を満たしている場合は、就労要件が免除される。SNAP 受給者に占める就労要件免除者の割合は多く、2019 会計年度では、子どもや高齢者、障害者が全 SNAP 受給者の約 3 分の 2 を占めていた。

図表 40 SNAP 受給者の内訳（2019 会計年度）

	受給者（月平均）	割合
18 歳未満の子ども	1,587 万 1000 人	42.7%
60 歳以上の高齢者	580 万人	15.6%
障害者	361 万 9000 人	9.7%
18 歳以上 59 歳以下で障害がない人のうち、子どもがいる世帯	775 万人	20.8%
18 歳以上 59 歳以下で子どもがいない世帯	416 万 2,000 人	11.2%
合計	3,720 万 2000 人	100%

（出所）Congressional Research Service, “Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP): A Primer on Eligibility and Benefits,” October 4, 2022, p.10.

以上の就労要件及び州別の就労要件のほかに、扶養家族のいない健康な成人（able-bodied adults, aged 18 to 49 who are without dependent: ABAWDs）を対象とした受給期間制限が設けられている（ABAWD rule）。このルールにより ABAWD に該当する人の受給期間は 3 か月から 36 か月に制限されるが、以下の条件を満たす場合は制限が適用されない⁶²。

- ・ 週に最低 20 時間働くこと
- ・ 週に最低 20 時間、求職・訓練プログラムに参加すること
- ・ （上記以外で）州の労働力プログラムに参加すること

on Eligibility and Benefits,” October 4, 2022, p.10.

⁶² Congressional Research Service, “Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP): A Primer on Eligibility and Benefits,” October 4, 2022, p.12.

(2) 緊急食料支援プログラム (TEFAP)

「緊急食料支援プログラム (Emergency Food Assistance Program: TEFAP)」は、食料の緊急支援をしている地域の団体（フードバンクなど）に対する食料品の提供や貯蔵・配送コストの支援をするプログラムである。SNAP に次いで栄養タイトルの支出規模が大きいプログラムである。

(3) 食料品補完的食料プログラム (CSFP)

「食料品補完的食料プログラム (Commodity Supplemental Food Program: CSFP)」は、主に高齢の低所得者を対象にした食料支援プログラムであり、毎月補完的な食品が提供される。

(4) インディアン居留地食料配送プログラム (FDPIR)

「インディアン居留地食料配送プログラム (Food Distribution Program on Indian Reservations: FDPIR)」は、SNAP の代わりに行われるインディアン居留地やオクラホマ州または他州近隣地域の先住民族世帯の低所得世帯に対する食料支援である。

(5) 高齢者向けファーマーズマーケット栄養プログラム (SFMNP)

「高齢者向けファーマーズマーケット栄養プログラム (Senior Farmers' Market Nutrition Program: SFMNP)」は、高齢の低所得者に対する食料支援であり、ファーマーズマーケットや直売所等で生鮮農産物を購入できるバウチャーやクーポンが支給される。

(6) コミュニティ食料プロジェクト

「コミュニティ食料プロジェクト (Community Food Projects)」は、低所得世帯が地元で生産された食品にアクセスできるためのプログラムを実施する非営利団体への助成である。

(7) 食料不安栄養インセンティブプログラム (FINI)

「ガス・シュマッカー栄養インセンティブプログラム (Gus Schumacher Nutrition Incentive Program: GusNIP)」は、SNAP 購入時のインセンティブ付与または SNAP やメディケイド利用者への処方箋提供による低所得者の生鮮果実・野菜の購入を増やすためのプロジェクトに対する競争的助成である。

このプログラムの競争的助成は、「栄養インセンティブプログラム (Nutrition Incentive Program)」、「生産物処方プログラム (Produce Prescription Program)」、「訓練・技術支援・評価・情報センター協同組合協定 (Training, Technical Assistance, Evaluation, and Information Centers Cooperative Agreement)」によって構成されている。栄養インセンティブプログラムと生産物処方プログラムについては、非営利団体や政府機関がプログラムへの応募資格を持つ。訓練・技術支援・評価・情報センター協同組合協定は、非政府組織や州の協同組合普及事業者、地域の食料システムセンター、連邦・州・部族機関 (Federal, State or Tribal agencies)、高等教育機関が応募資格を持っている⁶³。

⁶³ USDA website, <https://www.nifa.usda.gov/grants/programs/hunger-food-security-programs/gus->

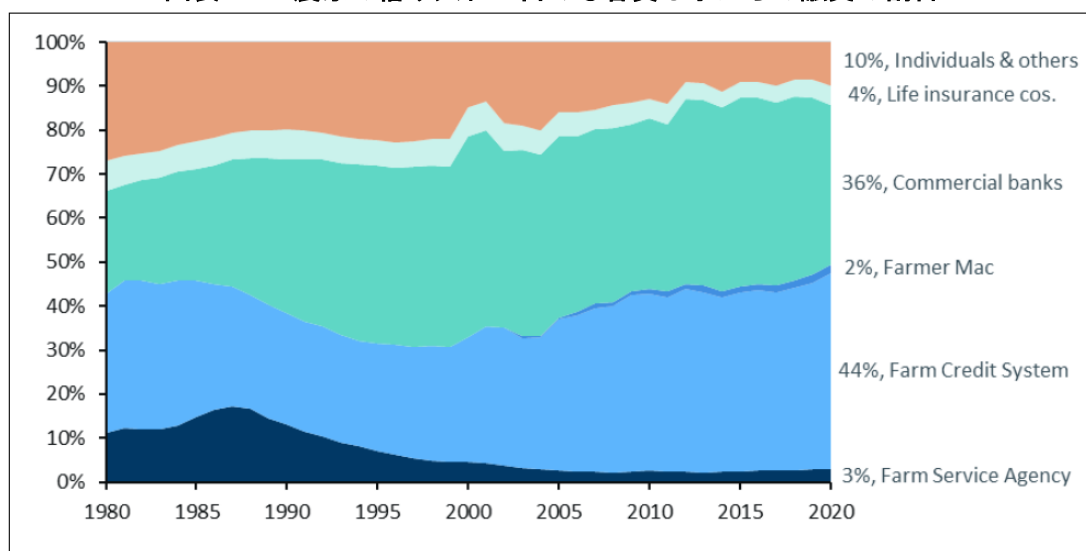
4.7. 信用プログラム

農家は、商業銀行を含め様々な機関からの融資を利用しているが、連邦政府は、他の機関から融資を受けられない農家に対して融資を提供している。連邦政府の融資プログラムは、新規就農者や、人種や民族、性別などの理由により社会的に不利な立場に置かれた農家を主たる支援対象としている。支援の内容としては、USDA による直接的な融資か、他の貸し手が行った融資の一部の支払い保証などである。

2020 年度末時点で、USDA の農業サービス局（FSA）は、約 8 万 9,000 人に 136 億ドルの直接融資を行い、3 万 9,000 人に 173 億ドルの融資保証を行った。

農業融資市場における主要な貸し手は、商業銀行と農業信用制度（Farm Credit System: FCS）⁶⁴であり、それぞれ市場の 44%と 36%を占めている。USDA/FSA の直接融資の農業融資全体に占める割合は約 3%である。

図表 41 農家の借り入れに占める各貸し手からの融資の割合



(出所) CRS, “Agricultural Credit: Institutions and Issues,” 2022 より転載。

4.8. 農村振興

1973 年農業法以降、農業法には農村振興タイトルが盛り込まれている。農業関連施設（利水、排水、電力、ブロードバンド等）や農村事業、農村住宅など、同タイトルには農村振興を目的とした USDA の各種プログラムが規定されている。農村振興プログラムは USDA の「農村事業・協同組合局（USDA Rural Business-Cooperative Service）」や「農村公共事業局（Rural Utilities Service）」、「農村住宅局（Rural Housing Service）」が所管している。プログラムの多くは裁量的経費によって予算が確保されている。

なお、2018 年農業法では多くのプログラムの適格性に影響する農村及び農村地域の定義が修正されており、農村と認められるには人口が 50,000 人以下であることなどが

[schumacher-nutrition-incentive-program](#).

⁶⁴ 農業信用制度は、農業信用銀行や農業信用組合等が実施する信用制度である。古江晋也「米国農業信用庁と農業信用制度」『金融市場』（農林集金総合研究所）2009 年 10 月号、14 頁。

基準とされている⁶⁵。

2018 年農業法でも 2014 年農業法の農村振興プログラムが踏襲されている。以下は主な農村振興プログラムである。

(1) ブロードバンド整備関連プログラム

① 農村ブロードバンドプログラム

「農村ブロードバンドプログラム (Rural Broadband Program)」は、農村地域におけるブロードバンド網の整備・改良・施設取得のための支援策である⁶⁶。2018 年農業法以前は、直接融資及び融資保証に支援が限定されていたが、同法により助成金措置が新たな追加された（ただし、議会は助成金のための予算を認めていない）。各種支援を受けるための要件は以下のとおりである。

支援	要件
助成金	対象地域の世帯の少なくとも 90%がブロードバンドへの十分なアクセスを欠いていること。
直接融資	対象地域の世帯の少なくとも 50%がブロードバンドへの十分なアクセスを欠いていること。

(出所) Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Rural Development Title,” February 9, 2022.

十分なブロードバンドの閾値は 2018 年農業法で引き上げられており、下りで 1 秒当たり 4 メガビット、上りで 1 秒当たり 1 メガビット (4/1) だったものが、それぞれ 25 メガビット、3 メガビットに改定されている。議会は 2019 年度から 2023 年度までの年間予算として 3 億 5,000 万ドルを承認している。

② コミュニティ接続プログラム

「コミュニティ接続プログラム (Community Connect Program)」は、2018 年農業法によって導入されたプログラムである。コミュニティ接続プログラム自体はそれ以前からも存在していたが、パイロットプログラムという位置づけであった。同プログラムは、ブロードバンドサービスが提供されていない経済的に困難なコミュニティにサービスを提供するために、要件を満たした事業体に助成金を支給するものである。議会は 2019 年度から 2023 年度までの年間予算として 5,000 万ドルを承認している⁶⁷。

(2) 利水・排水関連プログラム

「水・廃棄物処理リボルビングローン基金 (Water and Waste Disposal Revolving Loan Fund)」は、利水や排水処理プロジェクトの開発前コストや、通常の運営やメンテナンス以外の短期的な資本改善プロジェクトのための融資を提供するリボルビングローンを開始する非営利団体に対する助成金を支給する基金である。2018 年農業法により、プロジェクト当たりの支援額が 10 万ドルから 20 万ドルに引き上げられた⁶⁸。

⁶⁵ ただし、長期的または地域で拘禁されている人、軍事基地に居住する最初の 1,500 人は除外される。

⁶⁶ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Rural Development Title,” February 9, 2022.

⁶⁷ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Rural Development Title,” February 9, 2022.

⁶⁸ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Rural Development Title,” February 9, 2022.

(3) 農村事業関連プログラム

① 仲介再貸付プログラム

「仲介再貸付プログラム (Intermediary Relending Program)」は、農村地域におけるビジネス施設やコミュニティ開発プロジェクトに資金提供する仲介者に対する USDA による利率 1% の直接融資である。2018 年農業法では、仲介者による融資の最大額を 40 万ドルまたは USDA の仲介者に対する融資の 50% の相当額の小さいほう上限とされている⁶⁹。

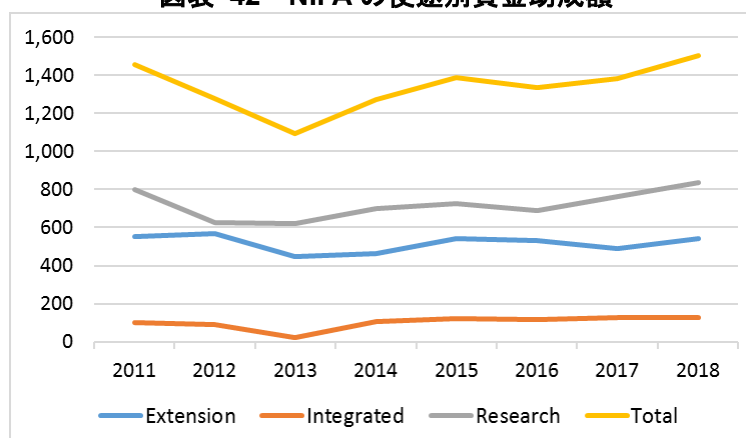
② 農村イノベーション経済強化プログラム

「農村イノベーション経済強化プログラム (Rural Innovation Stronger Economy (RISE) program)」は、困難にある農村地域で高賃金雇用や新規事業創出の促進を支援する雇用促進者を創出するためのプログラムとして 2018 年農業法によって新たに導入された。2018 年農業法では、USDA が少なくとも 25 州で雇用促進者に対して助成金を提供し、プロジェクト費用の 20% を州のマッチング要件にすることを規定している⁷⁰。

4.9. 研究開発

USDA は大学や外部の研究機関等による研究、教育、普及活動や、USDA の研究者への研究支援を実施している。外部向け支援を管轄するのが USDA の国立食料農業研究所 (USDA National Institute of Food and Agriculture: NIFA) であり、競争的資金助成や能力向上助成を提供している。

図表 42 NIFA の使途別資金助成額



(出所) Congressional Research Service, “2018 Farm Bill Primer: Agricultural Research and Extension,” September 24, 2019.

(1) ランドグラント大学（土地付与大学）と 2018 年農業法における修正

米国の大学は、自由七科（文法学、論理学、修辞学、数学、幾何学、天文学、音楽学）の教養教育を重視するリベラルアーツ系大学（アイビー・リーグ 8 大学など）と、専門

⁶⁹ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Rural Development Title,” February 9, 2022.

⁷⁰ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Rural Development Title,” February 9, 2022.

技術の教育・研究のために設立された工科大学等の専門分野大学（マサチューセッツ工科大学など）、農学、工学、軍事学を教育するために設立されたランドグラント大学（土地付与大学）である。

ランドグラント大学は 1862 年に可決された第一次モリル法（First Morrill Act）に基づいて設立されるもので、各州に 1 校ずつ設置することが基本となっている。州の発展に寄与することを目的に、連邦政府から土地を資産として提供されている。制度の発足直後は農学・工学・軍事学の 3 分野の教育や研究を対象としていたが、現在では他の学部も含む総合大学に発展している大学もある。

1887 年に制定されたハッチ法（Hatch Act）により、1862 年ランドグラント大学には農業試験場（Agricultural Experimental Station）を設置することが定められ、1914 年のスミス・レーバー法（Smith-Lever Act）によって USDA とランドグラント大学が協力して共同普及事業（Cooperative Extension）を実施することが規定された。

(2) 研究開発プログラム

① 農業先進研究開発機関（AGARDA）のパイロットイニシアチブ

食料の農業の長期的かつリスクの高い課題に関する先端研究を通じた技術や研究ツール、製品を開発するために 2018 年農業法によって設立された組織である⁷¹。AGARADA は民間企業が実施しない研究開発に焦点を当て、国際的な農業研究開発における米国の主導的地位を維持することが意図されている。2019 会計年度から 2023 会計年度にかけて年間 5,000 万ドルの予算が承認されているが、2023 年 1 月現在でも議会は 100 万ドルしか予算を認めておらず、研究開発プログラムを実施するための資金を欠いている状況である⁷²。

② 都市屋内農業生産研究教育普及イニシアチブ

「都市・屋内・農業生産研究教育普及イニシアチブ（Urban, Indoor, and Emerging Agricultural Production, Research, Education, and Extension Initiative: UIE）」は、2018 年農業法で新設された競争助成プログラムであり、2019 会計年度から 2023 会計年度にかけて年間 1,000 万ドルの予算が計上されている。対象となるのは都市や屋内、新興農業システムの開発促進に資する研究・教育・普及活動であり、特に以下のものが該当する⁷³。

- ・ 都市部、郊外、都市部の集積地にあるコミュニティガーデンや農場
- ・ 屋上農場、屋外垂直生産、グリーンウォール
- ・ 屋内農場、温室、ハイテク垂直技術農場

⁷¹ USDA/ERS, “Research, Extension, and Related Matters Research, Extension, and Related Matters: Title VII,” August 20, 2019, <https://www.ers.usda.gov/agriculture-improvement-act-of-2018-highlights-and-implications/research-extension-and-related-matters/>.

⁷² The Breakthrough Institute, “To Decarbonize Food Production, Congress Must Invest in R&D,” January 5, 2023, <https://thebreakthrough.org/issues/food-agriculture-environment/to-decarbonize-food-production-congress-must-invest-in-r-d>.

⁷³ USDA/ERS, “Research, Extension, and Related Matters Research, Extension, and Related Matters: Title VII,” August 20, 2019, <https://www.ers.usda.gov/agriculture-improvement-act-of-2018-highlights-and-implications/research-extension-and-related-matters/>; USDA/NIFA, “The Urban, Indoor, and other Emerging Agricultural Production Research, Education and Extension Initiative (UIE) Frequently Asked Questions,” <https://www.nifa.usda.gov/urban-indoor-emerging-agriculture-frequently-asked-questions-faq>.

- ・ 水耕栽培、空中栽培・アクアポニックス（水産養殖と水耕栽培を組み合わせたシステム）、その他農務長官が決定した農業生産におけるイノベーション

③ 有機農業研究普及イニシアチブ

「有機農業研究普及イニシアチブ（Organic Agriculture Research and Extension Initiative: OREI）」は、すでに有機農産物やその加工品を生産・販売している生産者の能力強化に資するプロジェクトへの助成プログラムである⁷⁴。申請資格があるのは、州の農業試験場、大学、大学の研究財団、その他研究機関、連邦機関、国立の研究所、民間団体・企業、個人、これらの組織等によって構成される団体である。2021 会計年度と 2022 会計年度の予算は、それぞれ 2,500 万ドルと 3,000 万ドルとなっている。1 プロジェクト当たりの助成金額の範囲は、50,000 ドルから 3,000,000 ドルである。

2021 会計年度と 2022 会計年度では、以下に関連するプロジェクトの応募が奨励されている。

- ・ 生産・マーケティング、社会経済的考慮を含む、有機農場の観察・実験・イノベーションに重点を置いた先進的な農場での作物・家畜・作物と家畜を統合した研究開発（有機農業の収量、効率、生産性、経済的利益を低下させる要因などの改善など）
- ・ 生産者に有機農業慣行について助言する共同普及員やその専門家のための教育ツールの開発・実証
- ・ 植物性・動物性有機農産物において、毒素や微生物汚染を減少させる一方で、貯蔵寿命、品質、およびその他経済的に重要な特性の向上に資する、収穫後の取扱い、加工、食品安全性の許容範囲の評価・開発・改善
- ・ 種子・移植の生産・保護、有機農業の生産条件のための育種を含む有機農産物の遺伝システムの強化
- ・ 国の有機農産物プログラムの要件を満たす技術や土壌・水・その他自然資源を保護する技術の調査
- ・ 動物の生産性・健康・ウェルフェアを向上させる一方で、経済的な実行性を維持・強化するためのシステムベースの動物生産・衛生・病害虫管理の慣行の開発・改善
- ・ 有機農業に適応した動物の品種と遺伝子型の繁殖・評価・選択
- ・ 有機農業のための大学および大学院でのカリキュラムの開発
- ・ 有機農業拡大の障害となっているマーケティング・政策・その他社会経済的障壁を特定し、対処するための戦略策定

④ 特別作物研究イニシアチブ

「特別作物研究イニシアチブ（Specialty Crop Research Initiative: SCRI）」は、特別作物（果物・野菜、ナッツ類、乾燥果物、花きを含む園芸・苗木）業界が抱える諸課題を科学的な手法の開発・普及によって対処することを目的とした助成プログラムであり、特に下記の 5 つの分野が対象となっている⁷⁵。

⁷⁴ USDA/NIFA, “Organic Agriculture Research and Extension Initiative (OREI),”

<https://www.nifa.usda.gov/sites/default/files/rfa/FY21-OREI-Mod-RFA-508.pdf>.

⁷⁵ USDA/NIFA, “REQUEST FOR PRE-APPLICATIONS Specialty Crop Research Initiative,”

<https://www.nifa.usda.gov/sites/default/files/rfa/FY2022%20Specialty%20Crop%20Research%20Initiat>

- ・ 植物育種学、遺伝学、ゲノミクスなど作物の特性改良法に関する研究
- ・ 特別作物の花粉媒介者への脅威を含む、害虫や病気による脅威を特定して対処するための取り組み
- ・ 特別作物政策やマーケティングを含む、長期的な生産効率、取り扱い・加工、生産性、収益性の向上に向けた取り組み
- ・ 機械化の改善や熟成を遅らせたり抑えたりする技術など、新しいイノベーションとテクノロジー
- ・ 特別作物の生産効率、取り扱い、加工における潜在的な食品安全上の危険を防止、検出、監視、制御、および対応する方法

申請資格があるのは、連邦機関、国立の研究所、大学、研究機関、民間団体・企業、州の農業試験場、個人、これらの組織等によって構成される団体である。

2022 会計年度の予算総額は 8,000 万ドルで、1 プロジェクト当たりの助成金額の範囲は、50,000 ドルから 10,000,000 ドルである。

⑤ 農業食料研究イニシアチブ

「農業食料研究イニシアチブ (Agriculture and Food Research Initiative: AFRI)」は、農村経済の改善、食料増産、バイオ経済の促進、気候変動の影響緩和、水利用問題への対処、食の安全・食料安全保障の確保、栄養促進、次世代の農業労働力の訓練に資する研究や教育、普及に関する競争助成プログラムである⁷⁶。

2008 年農業法より導入されたプログラムで、年間 7 億ドルの予算が承認されている。AFRI の助成金は以下の 6 つの優先分野に支給される。

- ・ 植物の健康と生産および植物製品
- ・ 動物の健康と生産および動物製品
- ・ 食品の安全性、栄養、および健康
- ・ バイオエネルギー、天然資源、および環境
- ・ 農業システムと技術
- ・ 農業経済学と農村コミュニティ

助成先は「国立農業研究普及教育経済諮問委員会 (National Agricultural Research, Extension, Education, and Economics: NAREEE)⁷⁷」が決定し、NIFA が支給する。AFRI には、基礎・応用科学、持続可能な農業システム、労働力開発の 3 つのプログラムがある。助成の対象はプログラムによって異なるが、主に州の農業試験場、大学、大学の研究財団、その他研究機関、連邦機関、国立の研究所、民間団体・企業、個人、これらの組織等によって構成される団体である。1 プロジェクト当たりの助成金額の範囲は以下のとおりプログラムによって異なる。

[ive%20Request%20for%20Pre-Applications.pdf](#).

⁷⁶ USDA/NIFA, Agriculture and Food Research Initiative (AFRI), <https://www.nifa.usda.gov/grants/programs/agriculture-food-research-initiative-afri>.

⁷⁷ 食料や農業研究、教育、普及、経済に関する優先順位の高い問題や政策について農務長官やランドグラント大学に助言を提供する機関。生産者組織、学術・研究分野、農業研究・普及・教育分野、産業・消費者・農村の利益を代表するメンバーによって構成される。NAREE, <https://nareeab.ree.usda.gov/>.

- ・ 基礎・応用科学：0～15,000,000 ドル
- ・ 持続可能な農業システム：0～10,000,000 ドル
- ・ 労働力開発：0～10,000,000 ドル

4.10. エネルギー

(1) エネルギータイトルの概要

エネルギータイトルは 2002 年農業法から導入されている。エネルギータイトルに含まれるプログラムは、主としてエネルギー効率性やバイオ製品（生物由来清掃用品（bio-based cleaning supplies）など）、再生可能エネルギーに対する支援によって構成されており、これらは米国のエネルギー安全保障や温室効果ガス排出削減などに寄与している。

2018 年農業法は基本的に従来のプログラムを継承しているが、「炭素利用バイオガス教育プログラム」が新設されている⁷⁸。エネルギー関連プログラムには以下のものがある。

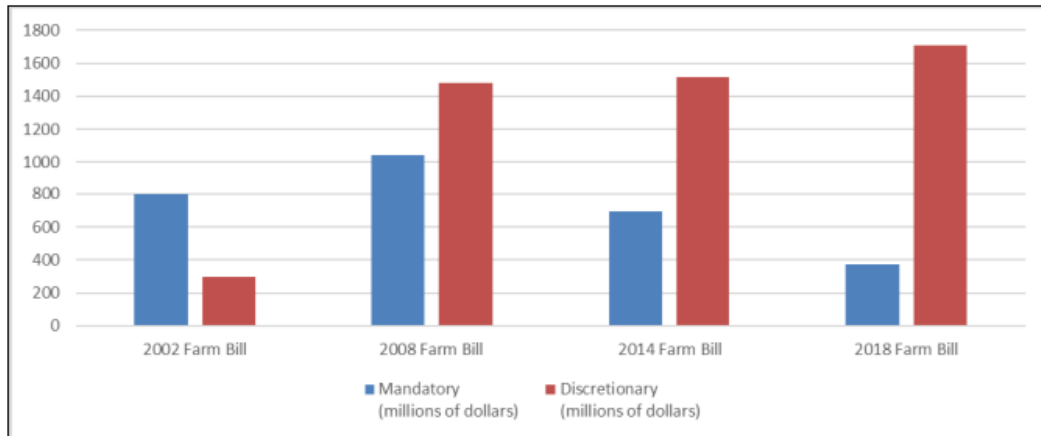
- ・ Biobased Markets Program
- ・ Biorefinery, Renewable Chemical, and Biobased Product Manufacturing Assistance Program
- ・ Bioenergy Program for Advanced Biofuels
- ・ Biodiesel Fuel Education Program
- ・ Rural Energy for America Program (REAP)
- ・ Rural Energy Savings Program
- ・ Biomass Research and Development Initiative
- ・ Feedstock Flexibility Program
- ・ Biomass Crop Assistance Program
- ・ Community Wood Energy and Wood Innovation Program
- ・ Sun Grant Program
- ・ Carbon Utilization and Biogas Education Program

2002 年農業法以降のエネルギータイトルの予算は以下のとおりで、2018 年農業法では、2019 会計年度から 2023 会計年度の義務的支出（mandatory funding）が 3 億 7,500 万ドル、裁量的支出（discretionary funding）が 17 億ドルとなっている⁷⁹。2018 年農業法の義務的支出に占める割合は 0.1%であり、割合としては非常に小さい位置づけとなっている。

⁷⁸ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Energy Title,” March 24, 2022.

⁷⁹ 米国の予算は、義務的支出と裁量的支出の 2 つによって構成されている。義務的支出は、一度法律が成立すると、それ以降は法律に含まれる内容の支出が自動的に認められる支出で、毎年度の議会の議決は不要となる。年金や医療、SNAP などが含まれる。2010 年のペイゴー法（Pay-As-You-Go 法、P.L.111-139）により、新規施策や制度変更によって義務的支出の増加や減税を行う場合、同一年度内にその歳出増や歳入減に見合った措置を実施しなければならない。裁量的支出は、毎年度、歳出予算法によって予算額が決められる必要のある経費で、国防費や行政府・連邦議会の運営費、国際活動などが含まれる。2011 年予算管理法（P.L.112-25）により、裁量的支出の上限額が設けられており、歳出予算法で決まった予算額がこの上限を超えるとき、裁量的支出に対する一律削減が適用される。裁量的支出は歳出予算法によって規定される。

図表 43 エネルギータイトルの予算（単位：100 万ドル）



（出所）Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Energy Title,” March 24, 2022 より転載。

以下、主なプログラムの概要を紹介する⁸⁰。

(2) 各プログラムの概要

① バイオ原料市場プログラム

「バイオ市場プログラム（Biobased Markets Program）」は、バイオ優先プログラム（BioPreferred Program⁸¹）とも呼ばれ、連邦政府及びその請負業者による義務的な購入及び任意のラベル表示を通じてバイオ原料製品の促進を図るプログラムである。バイオ原料の内容に関する基準を満たした製品は USDA 認証バイオ原料製品（USDA Certified Biobased Product）ラベルが表示される。

② バイオ精製・再生可能化学・バイオ原料製品製造支援プログラム

「バイオ精製・再生可能化学物質・バイオ原料製品製造支援プログラム（Biorefinery, Renewable Chemical, and Biobased Product Manufacturing Assistance Program）」は、先端的なバイオ燃料や再生可能化学物質、バイオ原料製品製造に関する新たな技術の促進を目的としたプログラムである。支援内容としては、商業規模のバイオ精製施設の開発や建設、改良のための融資保証がある。

③ 先端バイオ燃料のためのバイオエネルギープログラム

「先端バイオ燃料のためのバイオエネルギープログラム（Bioenergy Program for Advanced Biofuels）」は、「先端バイオ燃料支払いプログラム（Advanced Biofuel Payment Program）」とも呼ばれ、先端的なバイオ燃料生産拡大の支援のために燃料生産者に支払を行うプログラムである。支払いは、実際の生産量に対して行われるものと、生産増加分に対して行われるものがある。年間利用可能予算の 5% に満たない範囲で、年間精製

⁸⁰ プログラムの概要は次の資料を参照。Congressional Research Service, “Overview of the 2018 Farm Bill Energy Title Programs,” July 19, 2022.

⁸¹ USDA/, “WHAT IS THE BIOPREFERRED PROGRAM?,” <https://www.biopreferred.gov/BioPreferred/faces/pages/AboutBioPreferred.xhtml>.

能力が1億5,000万ガロンを超える施設もプログラムの対象となる。

④ バイオディーゼル燃料教育プログラム

「バイオディーゼル燃料教育プログラム (Biodiesel Fuel Education Program)」は、政府や民間の車両運行会社や一般市民等にバイオディーゼルの恩恵について教育を提供している NPO や高等教育機関に対する助成である。

⑤ アメリカのための農村エネルギープログラム (REAP)

「アメリカのための農村エネルギープログラム (Rural Energy for America Program : REAP)」は、エネルギー監査や再生可能エネルギーの開発支援を行うための助成、及びエネルギー効率性や再生可能エネルギーシステムのための助成・融資を提供するプログラムである。再生可能エネルギーシステムには、バイオ燃料や風力、太陽光、バイオマス、地熱、海洋、水力による発電が含まれる。利用資格があるのは、州・インディアン居留地・地方政府、ランドグラント大学、農村地域の協同組合による電力会社 (rural electric cooperative)、公的な電力事業体である。

⑥ 農村エネルギー節約プログラム

「農村エネルギー節約プログラム (Rural Energy Savings Program)」は、農村地域の世帯や小規模事業者が、耐久性があり費用対効果のあるエネルギー効率性対策を実施してコスト節約を達成することを支援するプログラムである。対象となる対策としては、オングリッドまたはオフグリッドの再生可能エネルギー、またはエネルギー貯蔵システムが含まれる。

⑦ バイオマス研究開発イニシアチブ

「バイオマス研究開発イニシアチブ (Biomass Research and Development Initiative: BR&D)」は、バイオマスの研究開発のための USDA とエネルギー省 (DOE) との間の協力促進のためのイニシアチブである。バイオ燃料やバイオ原料製品の研究開発のための助成、契約、財政的支援を通じて競争資金が提供される。利用資格があるのは、高等教育機関、国の研究機関、連邦または州の研究機関、民間及び非営利事業者である。

⑧ 供給原料柔軟性プログラム

「供給原料柔軟性プログラム (Feedstock Flexibility Program: FFP)」は、砂糖融資プログラムのもとでの没収 (forfeiture) を回避するために、砂糖価格の安定化を支援することを目的にしている。供給原料柔軟性プログラムでは、CCC が燃料エタノール生産者への再販のために加工業者から砂糖を購入することができる。

⑨ バイオマス作物支援プログラム

「バイオマス作物支援プログラム (Biomass Crop Assistance Program)」は、マッチング支払いにより農地や産業用でない民有林の所有者や経営体がバイオマス原料を生産し、加工工場に配送するための財政的支援を行うプログラムである。

⑩ コミュニティ森林エネルギー・森林イノベーションプログラム

「コミュニティ森林エネルギー・森林イノベーションプログラム (Community Wood Energy and Wood Innovation Program)」は、コミュニティの森林エネルギーシステムの導入、または革新的な木材製品施設の建設のためのマッチング助成を提供するプログラムである。助成は資本コストの 35%が上限であるが、特別な場合は 50%まで認められる。

⑪ サン・グラントプログラム

「サン・グラントプログラム (Sun Grant Program)」は、バイオエネルギーやバイオマス、バイオ製品研究の優先課題に対処するための技術開発や技術実装に関する多施設共同研究及び統合的な多州研究、普及、教育プログラムのための地域センターに対して助成するプログラムである。

⑫ 炭素利用及びバイオガス教育プログラム

「炭素利用及びバイオガス教育プログラム (Carbon Utilization and Biogas Education Program)」は、恒久的な炭素隔離や利用の経済及び排出上の便益について市民を教育したり、農業生産者やその他ステークホルダーにバイオガスシステムに使用するために多様な発生源から有機廃棄物を収集することについて教育したりしている主体に競争的助成を提供するプログラムである。

図表 44 エネルギータイトルのプログラムの 2022 会計年度の予算

プログラム名	2018 年農業法における承認額		2022 会計年度の歳出予算額	
	義務的支出	裁量的支出	義務的支出	裁量的支出
バイオ原料市場プログラム	300 万ドル	300 万ドル	300 万ドル	0
バイオ精製・再生可能化学・バイオ原料製品製造支援プログラム	0	7,500 万ドル	0	0
先端バイオ燃料のためのバイオエネルギープログラム	700 万ドル	2,000 万ドル	700 万ドル	0
バイオディーゼル燃料教育プログラム	0	200 万ドル	0	0
アメリカのための農村エネルギープログラム	5,000 万ドル	2,000 万ドル	5,000 万ドル	1,290 万ドル
農村エネルギー節約プログラム	0	7,500 万ドル	0	1,150 万ドル
バイオマス研究開発イニシアチブ	0	2,000 万ドル	0	0
供給原料柔軟性プログラム	必要に応じた金額	0	必要に応じた金額	0
バイオマス作物支援プログラム	0	2,500 万ドル	0	0
コミュニティ森林エネルギー・森林イノベーションプログラム	0	2,500 万ドル	0	1,640 万ドル
サン・グラントプログラム		7,500 万ドル	0	350 万ドル
炭素利用及びバイオガス教育プログラム	0	200 万ドル	0	0

(出所) Congressional Research Service, “Overview of the 2018 Farm Bill Energy Title Programs,” July 19, 2022.

4.11. 園芸プログラム

園芸タイトルは 2008 年農業法で導入されたもので、特別作物 (specialty crop) や有機

農産物、地場産品、大麻栽培などをカバーしている⁸²。特別作物には、果物や野菜、木の実、ドライフルーツ、園芸・苗木が含まれる。

2018年農業法では、2019年度から2023年度までの予想支出総額は10億ドルであり、農業法支出総額の0.5%以下を占めるにとどまる。

(1) 有機農産物関連プログラム

① オーガニック認証費用分担プログラム (OCCSP)

USDA オーガニック認証 (USDA Organic) は、USDA の規則に沿って生産されたものとして認証され、ラベルが貼付された農産物を指す。規則に適合しているかは、全米オーガニックプログラム (National Organic Program: NOP) に従って、USDA が認定した認証機関が審査する⁸³。認証を得るためには以下の要件を満たさなければならない。

品目	要件
作物	・ 有機作物収穫前の少なくとも3年間、禁止物質が使用されてはならない。 ・ 土壌肥沃度及び作物栄養素は、動物及び作物からの廃棄材料や許可された合成物質によって補完されながら、耕作及び栽培方法、輪作、被覆作物によって管理されていること。 ・ 害虫、雑草、病気は主として物理的、機械的、及び生物学的防除を含む管理慣行によって行われること。これらの慣行で不十分な場合は、許容物質・禁止物質を定めたナショナルリスト (National List) で認められている生物学的、植物学的、または合成物質を使用できる。 ・ 利用可能であれば、有機種子やその他植物株を使用しなければならない。 ・ 遺伝子工学、電離放射線 (ionizing radiation) 及び下水汚泥の使用は禁止。
家畜・家禽 (肉、牛乳、卵、その他畜産加工品)	・ 屠畜される乳畜や動物は、妊娠の最後の3分の1、または家禽については生後2日以内に有機的管理の下で飼育されなければならない。 ・ 非有機酪農家は、非有機動物を有機生産に移行させる機会が一度認められている (12か月以上)。 ・ 生産者、100%有機農産物である家畜飼料を給餌しなければならない。許可されているビタミンやミネラルやサプリメントの提供は可能。 ・ 予防管理慣行は、動物を健康にするために使用されなければならない。生産者は、病気やケガをした動物の治療を控えてはならない。ただし、禁止物質で処置された動物は有機製品として販売できない。 ・ 反芻動物は、放牧期間中に少なくとも120日間は牧草地に出されていなければならない。これらの動物は、牧草から少なくとも

⁸² Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Horticulture Title and Related Provisions,” January 13, 2022.

⁸³ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Horticulture Title and Related Provisions,” January 13, 2022.

品目	要件
	も飼料の 30%、すなわち乾物摂取量（dry matter intake: DMI）を摂取しなければならない。 すべての有機畜産と家禽は、一年中屋外にアクセスできなければならない。一時的な閉じ込めは環境や健康上の考慮からのみ認められる。
取扱い基準	取扱い基準 - 合成・非合成にかかわらず農産物以外のすべての原材料は、全米許容・禁止物質リスト（National List of Allowed and Prohibited Substances）に従って使用が許可されていないなければならない。 - 農業原材料が有機で商業的に入手可能でない場合や許可リストにない場合を除き、「有機」と表示された複数成分の製品では、すべての農業原材料成分は有機的に生産されなければならない。 - 取扱い者は、有機製品と非有機製品の混合を防ぎ、有機製品が禁止物質と接触しないように保護しなければならない。 複数成分製品の表示 - 有機として販売、ラベル付け、または表示される製品は、少なくとも 95%は認証された有機成分を含有していなければならない。 - 有機成分を使用している（made with）として販売、ラベル付け、または表示される製品は、少なくとも 70%は認証された有機成分を含有していなければならない。これらの製品に USDA オーガニックのシールを貼付することはできない。 - 有機成分が 70%未満の製品は、成分表で特定の原材料について有機であると示すことができる。

（出所）USDA/AMS, “About the Organic Standards,” <https://www.ams.usda.gov/grades-standards/organic-standards>.

「オーガニック費用分担プログラム（National Organic Certification Cost-Share Program: OCCSP）」は、有機農家や取扱い者（handler）が認証取得・更新に要する費用の一部を補助するプログラムであり、認証取得・更新に要したコストの 50%までが毎年償還される。ただし、認証範囲（作物、家畜、野生作物、取扱い、州の有機プログラムの費用）ごとに 500 ドルが上限となっている。OCCSP 自体は、「2002 年農場安全・農村投資法（Farm Security and Rural Investment Act of 2002）によって認められたもので、2014 年農業法や 2018 年農業法で修正がなされている。2018 年農業法では、2019 会計年度と 2020 会計年度は 200 万ドル、2021 会計年度は 400 万ドル、2022 会計年度と 2023 会計年度は 800 万ドルの予算が承認されている。

費用として認められるものは、申請費用、検査費用、同等性契約・手配要件に関連する費用、検査官の旅費・日当、使用料、販売査定、及び郵送料が含まれる。設備や資材、消耗品、暫定認証料金、遅延費用、国の有機プログラムの違反に対処するために必要な査察費用は補助の対象外である⁸⁴。

⁸⁴ USDA, “Organic Certification Cost Share Program,” https://www.fsa.usda.gov/Assets/USDA-FSA-Public/usdfiles/FactSheets/organics_fsa_fact_sheet_040221_final.pdf.

図表 45 オーガニック費用分担プログラムの予算配分及び支出状況

州・地域	州当局の予算と支出		USDA/FSA の州事務所 による支出	州当局によ って支援さ れた経営体 数	FSA によっ て支援され た経営体数
	2020会計年 度の配分	2020会計年 度の支出			
アラバマ	\$2,000	\$500	\$2,560	1	6
アラスカ	\$6,550	\$6,499	\$0	11	0
アメリカ領サ モア	N/A	\$0	\$0	0	0
アリゾナ	\$41,350	\$40,658	\$4,448	80	9
アーカンソー	\$3,400	\$2,801	\$6,840	9	18
カリフォルニア	\$1,437,800	\$1,437,800	\$16,317	2,184	45
コロラド	N/A	\$0	\$84,415	0	179
コネティカット	\$14,450	\$8,945	\$5,200	22	13
デラウェア	N/A	\$0	\$2,596	0	6
コロンビア特別区	N/A	\$0	\$0	0	0
フロリダ	\$29,500	\$29,500	\$10,472	56	24
ジョージア	N/A	\$0	\$31,583	0	68
グアム	N/A	\$0	\$0	0	0
ハワイ	N/A	\$0	\$23,263	0	62
アイダホ	N/A	\$0	\$65,577	0	158
イリノイ	N/A	\$0	\$80,924	0	181
インディアナ	N/A	\$0	\$182,485	0	439
アイオワ	N/A	\$0	\$174,362	0	440
カンザス	\$22,350	\$14,855	\$19,318	36	42
ケンタッキー	\$33,700	\$23,813	\$3,813	138	8
ルイジアナ	N/A	\$0	\$16,711	0	34
メイン	\$184,050	\$128,207	\$1,961	212	4
メリーランド	\$22,700	\$4,640	\$3,123	15	8
マサチューセ ッツ	\$3,350	\$3,325	\$28,787	6	73
ミシガン	N/A	\$0	\$120,814	0	304
ミネソタ	\$302,950	\$260,506	\$49,194	461	118
ミシシッピ	\$3,300	\$0	\$10,002	0	22
ミズーリ	\$62,950	\$12,312	\$28,781	21	64
モンタナ	\$98,550	\$93,715	\$13,843	176	32
ネブラスカ	N/A	\$0	\$75,078	0	169
ネバダ	N/A	\$0	\$10,942	0	26
ニューハンプ シャー	N/A	\$0	\$14,052	0	80
ニュージャー	\$32,300	\$32,300	\$2,546	69	7

州・地域	州当局の予算と支出		USDA/FSA の州事務所 による支出	州当局によ って支援さ れた経営体 数	FSA によっ て支援され た経営体数
	2020 会計年 度の配分	2020 会計年 度の支出			
ジー					
ニューメキシ コ	N/A	\$0	\$5,236	0	14
ニューヨーク	\$283,250	\$65,945	\$93,186	111	262
ノースカロラ イナ	\$135,800	\$74,910	\$17,496	145	40
ノースダコタ	\$70,800	\$65,952	\$1,402	120	3
北マリアナ諸 島	N/A	\$0	\$0	0	0
オハイオ	\$258,700	\$205,700	\$25,851	359	64
オクラホマ	N/A	\$0	\$9,499	0	26
オレゴン	\$139,250	\$81,494	\$77,945	141	176
ペンシルバニ ア	\$143,900	\$135,087	\$43,288	277	104
プエルトリコ	N/A	\$0	\$0	0	0
ロードアイラ ンド	\$5,400	\$4,127	\$1,000	9	2
サウスカロラ イナ	\$8,900	\$5,743	\$3,185	14	15
サウスダコタ	N/A	\$0	\$33,949	0	84
テネシー	N/A	\$0	\$12,732	0	30
テキサス	\$25,150	\$24,570	\$42,707	49	89
ヴァージン諸 島	N/A	\$0	\$500	0	1
ユタ	N/A	\$0	\$11,090	0	26
バーモント	\$236,850	\$198,017	\$14,601	416	36
バージニア	\$20,600	\$14,236	\$38,290	28	90
ワシントン	\$416,000	\$416,000	\$29,414	819	67
ウェストバー ジニア	N/A	\$0	\$7,343	0	18
ウィスコンシ ン	\$586,000	\$586,000	\$61,377	862	142
ワイオミング	N/A	\$0	\$14,454	0	33
合計	\$4,631,850	\$3,978,157	\$1,634,552	6,847	3,961

(出所) USDA/FSA, REPORT TO CONGRESS Fiscal Year (FY) 2020 NATIONAL AND AGRICULTURAL MANAGEMENT ASSISTANCE ORGANIC CERTIFICATION COST SHARE PROGRAMS, pp.4-5.

(2) 地元産食品関連プログラム

地元産の食品 (Locally Sourced Foods) に関する明確な定義は存在しないものの、USDA

による農村のフードシステムを支援するプログラムでは、「地元または地域で生産された農産物食品（locally or regionally produced agricultural food products）」とは、「最終製品が販売されている地元または地域」で生産、製造、流通される食品であり、「製品が輸送される総距離が製品の原産地から 400 マイル未満」である場合と定義され、プログラムへの加入条件として設定されている⁸⁵。

「地元産農産物市場プログラム（Local Agriculture Market Program: LAMP）」は、ファーマーズマーケットや地元産食品のマーケティング、付加価値を付けるための食品加工助成といった既存のプログラムを統合するかたちで、2018 年農業法で新設されたプログラムである。

(3) 麻関連プログラム

2018 年農業法では、精神作用のない食品、飲料、民生品、工業製品の製造に使用される麻（*Cannabis sativa* の品種）を合法化した。それにより、USDA は、麻栽培を規制するとともに、麻や麻由来製品の生産、加工、マーケティング、販売を促進する枠組みの設立を行うこととされ、2021 年には「国内産麻生産プログラム（Domestic Hemp Production Program）」を導入した。

4.12. 作物保険

(1) 作物保険の仕組み

米国の作物保険（crop insurance）は、自然災害等による収量減少を保険対象リスクとする収量保険と、自然災害等による収量減少や価格低下による収入減少を保険対象リスクとする収入保険に大別される。加入は任意制であるが、収量保険と収入保険の同時加入はできない。

米国の作物保険の構成及び保険の種類は図表 46 と図表 47 のとおりである。作物保険は、調整済み総所得（AGI: adjusted gross income）に基づく加入制限がないことから⁸⁶、政府支払の対象外またはわずかな金額しか政府支払を受給できない大規模経営にとって作物保険は重要なセーフティネットとなっている。

ただし、作物保険の保険料補助を受けるためには保全コンプライアンス（conservation compliance）を遵守しなければならない（保全コンプライアンスについては、4.3(1)参照）。

⁸⁵ Congressional Research Service, “Farm Bill Primer: Horticulture Title and Related Provisions,” January 13, 2022.

⁸⁶ CRS, “Federal Crop Insurance: Program Overview for the 115th Congress,” 2018, p.13.

図表 46 作物保険の分類

分類	保険対象リスク	保険対象農産物など
収量保険	自然災害等による収量の減少 干ばつ、凍霜害、湿潤害、暴風雨、洪水、病害、虫害、獣害、火災、噴火等	穀物・油糧種子、果樹、野菜、工芸作物、牧草、養蜂、養殖など
収入保険	上記以外自然災害などによる収量の減少、圧覚の低下のいずれか、または、その両方による収入の減少	【作物別】 ・ トウモロコシ、ソルガム、小麦、米、大豆、菜種、ヒマワリ、綿花、ポップコーン、豆類 ・ 果樹（チェリー、イチゴ、かんきつ類など） 【経営単位】 ・ すべての農産物（家畜・畜産物を含む）

（出所）吉井邦恒『アメリカ 2014 年農業法の実施状況―農業経営安定対策を中心として―』農林水産政策研究所、2016 年、29 頁。

図表 47 作物保険の種類

機能	保険対象リスク	名称	概要
収量保険	自然災害等（干ばつ、凍霜害、湿潤害、暴風雨、洪水、病害、虫害、獣害、火災、噴火等）による収量の減少	大災害作物保険（Catastrophic Crop Insurance: CAT）	過去 4-10 年の平均単収の 50%を下回った場合、下回った分について予想市場価格の 55%を支払う。保険料は全額政府が負担するが、加入する作物ごとに 655 ドルの手数料を支払う。
		過去実績生産保険（Actual Production History: APH）	CAT 保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。保証水準は 50～85%である。保証価格は期待予想価格（FCIC が決定）の 55～100%の範囲で加入者が選択し、選択した条件に応じた保険料を支払う。
		収量補償保険（Yield Protection: YP）	基本的仕組みは APH と同じで、CAT 保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。保証水準も 50%～85%。YP の補償価格は販売終了前の月の平均先物市場価格。
		郡収量補償保険（Area Yield Protection: AYP）	CAT 保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。個々の農場の収量ではなく、郡ベースの収量をもとに保証する作物保険。補償価格は平均先物市場価格を用いる。ARP の補償価格の保証水準は 65%～90%（AYP については 65%が CAT 保証水準）。
収入保険	自然災害等による収量の減少、価格の低下のい	収入補償保険（Revenue Protection: RP）	単収低下と価格低下によって実際の販売収入が収入保証額（基準単収×先物価格×保証水準）を下回った場合に、下回った分を補償。先物価格は、作付前あるいは収穫時における対象作物のいずれか高いほうの価格を使用するが、収穫時

機能	保険対象 リスク	名称	概要
	ずれか、または、その両方による収入の減少		先物価格に関わらず、作付時先物価格のみによって収入保証額を計算する「収穫時価格オプションのない収入補償保険 (Revenue Protection with the Harvest Price Exclusion: RPHPE)」もある。保証水準は 50%~75% (一部地域で 85%まで選択可能)。
		郡収入補償保険 (Area Revenue Protection: ARP)	AYP と同様に郡ベースの収入額をもとに収入を保証。「収穫時価格を除外した郡収入補償保険 (Area Revenue Protection with Harvest Price Exclusion: ARPHPE)」もある。保証水準は 70~90%。
		総農場収入補償保険 (Whole Farm Revenue Protection: WFRP)	経営単位の農業収入が基準収入 (過去の平均収入×保証水準 (50-85%)) を下回った場合に補償する収入保険。
		過去実績収入補償保険 (Actual Revenue History: ARH)	果樹を対象に単収、価格、品質低下によって実際の販売収入が過去の平均単収×保証水準を下回った場合に補償。保証水準は 50%~75%。
その他		補足的カバーオプション (Supplemental Coverage Option: SCO)	収入 (保険設計上の予想収入、または期待収量) の 86% までを保障する保険。SCO に加入できるのは YP、RP、RPHPE の加入者のみで、いずれかの保険への加入が必須。SCO はこれらの保険に加入する農家に対する上乗せの補足的保障という位置づけ。予想収入/収量の 86% 以下になると保険金が支払われ、最大で予想収入/収量が 75% まで低下した場合に 86% と 75% の差である 11% が SCO の保険金として支払われる。75% までの予想収入/収量は農家が上記を含む他の保険商品によってカバーしなければならない。

(出所) 勝又健太郎「米国—農業支援政策の概要と実施状況—」『米国 (農業支援政策, SNAP 制度), EU (価格所得政策と CAP 簡素化, 酪農, 農業リスク管理, フランス), 韓国, 台湾 (プロジェクト研究「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」平成 28 年度 カントリーレポート 第 2 号)』16 頁; 清水徹朗「農業共済の現状と収入保険導入を課題」『農林金融』2016 年 10 月号、13 頁; National Crop Insurance Services, “NCIS Crop Insurance Plan Comparison,” に基づき MURC 作成 (用語は一部変更)。

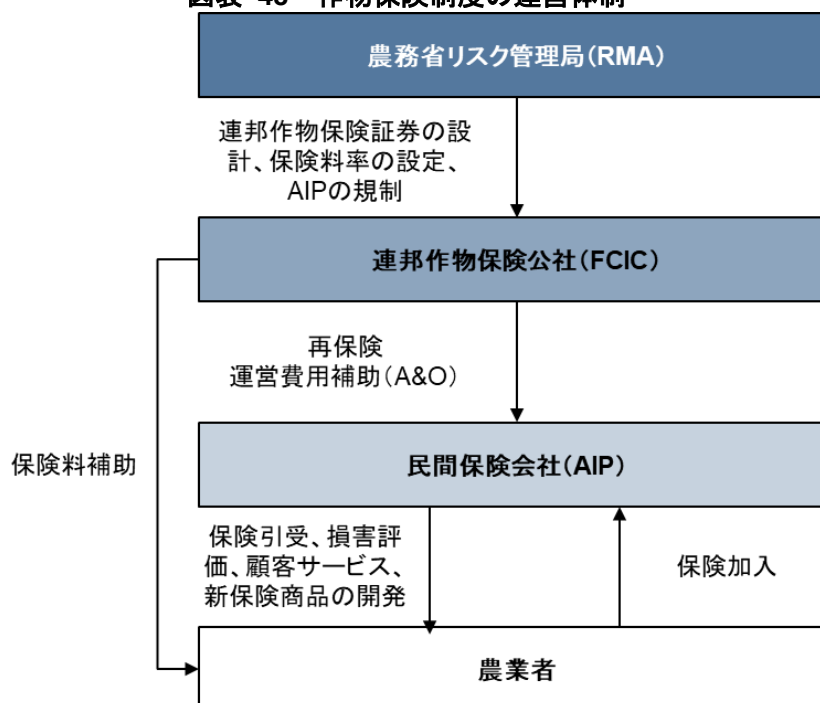
収量保険の一つである大災害農産物保険 (CAT) は政府が保険料を全額負担する (手数料のみ農家が負担)。しかし、保証水準が低いため、農家がさらなる補償を求めるのであれば、保険料を払って収量保険の保証水準を上乗せ (buy-up) するか、収入保険に加入する必要がある。

(2) 作物保険制度の実施主体

米国の作物保険制度の実施にかかわるのは、認可民間作物保険会社（Approved Insurance Provider: AIP）、連邦作物保険公社（FCIC）、農務省リスク管理局（Risk Management Agency: RMA）である。AIP は民間の保険会社で、農業者に保険を販売し保険証券を提供している。FCIC は保険証券の再保険者であり、AIP に管理運営補助金（Administrative and Operating subsidies: A&O）を支払うことで彼らの支出を補てんしている。RMA は連邦作物保険証券の設計や、保険料率の設定、AIP の規制などを実施する⁸⁷。

図表 47 のとおり、米国では RMA が開発した作物保険商品が複数存在するが、運営体制は共通である。損害調査は AIP と契約している損害調査会社が行う⁸⁸。

図表 48 作物保険制度の運営体制



（出所）CSR, “Federal Crop Insurance: Program Overview for the 115th Congress,” 2018, p.13 に基づき MURC 作成、<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45193>。

2023 年 3 月現在、AIP は全米で以下の 14 社が存在する。

⁸⁷ CSR, “Federal Crop Insurance: Program Overview for the 115th Congress,” 2018, p.13, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45193>.

⁸⁸ 福留竜太郎「わが国と諸外国の農作物保険制度—米国の連邦農作物保険制度を中心に—」『損保総研レポート』第 105 号、2013 年、11 頁。

図表 49 AIP 会社リスト (2023 年 3 月現在)

会社名	本社所在地 (州)
ACE American Insurance Company	アイオワ
American Agri-Business Insurance Company	テキサス
American Agricultural Insurance Company	イリノイ
Church Mutual Insurance Company	サウスダコタ
Country Mutual Insurance Company	イリノイ
Farmers Mutual Hail Insurance Company of Iowa	アイオワ
Great American Insurance Company	オハイオ
Greenwich Insurance Company	カリフォルニア
Hudson Insurance Company	カンザス
NAU Country Insurance Company	ミネソタ
Palomar Specialty Insurance Company	テキサス
Producers Agriculture Insurance Company	テキサス
Rural Community Insurance Company	ミネソタ
Stratford Insurance Company	イリノイ

(出所) USDA/RMA, “Approved Insurance Provider Listing,” に基づき MURC 作成、

(3) AIP への運営費用補助・再保険

AIP は RMA が開発した保険証券を要件を満たす農業者に販売し、RMA が定めるポリシーに基づいて保険プログラムを運営しなければならない。連邦政府は AIP に対して運営費用を補助するとともに、AIP の保険責任の一部を再保険により引き受けている。再保険の引受および運営費用の補助 (Administrative and Operating (A&O) Expense Reimbursement) は、FCIC と AIP との間で締結する標準再保険契約 (Standard Reinsurance Agreement: SRA) に基づいて行われる⁸⁹。

SRA は再保険年度 (7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで) ごとに各 AIP と FCIC との間で締結される。各社の SRA の条項はほぼ同一である。

① 運営費用 (A&O) 補助

AIP が支出した運営費について、FCIC は運営費用 (A&O) 補助を提供している。運営費用補助額は保険料収入額に一定の比率を乗じて算出する。運営費補助率は保険の種類によって異なる。運営費用補助は保険会社の月次の決済報告に基づいて支払われる。2022 年度の運営補助率は、一部を除き 20.1%、21.9%に設定されている (Area Revenue Protection と Area Yield Protection が 12.0%、Revenue Protection が 18.5%となっている)⁹⁰。なお、SRA は運営費用補助の上限と下限が設けている。

⁸⁹ CRS, “Federal Crop Insurance: Program Overview for the 115th Congress,” 2018p.13, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45193>.

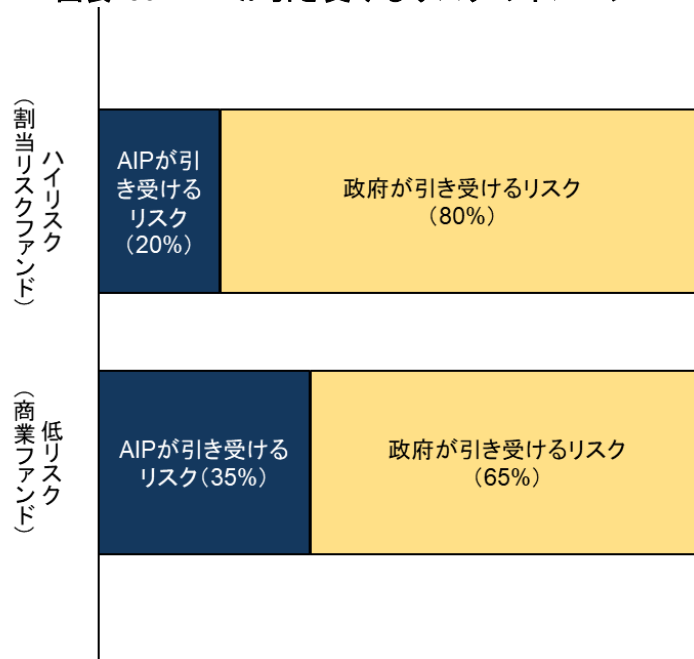
⁹⁰ USDA/RMA, “2022 A&O Rate-Group by Plan,” https://www.rma.usda.gov/ftp/Publications/M13_Handbook/2022/draft/1_4_A_O_RATE_GROUP_BY_INSURANCE_PLAN.PDF.

② 政府再保険

政府再保険について、FCIC は、AIP が保有するリスクの一部を再保険により引き受けている。上述のとおり FCIC と AIP は、再保険契約や事務費補助などに関して、標準再保険契約（Standard Reinsurance Agreement: SRA）を締結する。

リスクの移転は FCIC が保有する再保険ファンドを利用して行われる。AIP は各農産物の販売締切日後 30 日以内に、販売した保険の保険料を、「割当リスクファンド（Assigned Risk Fund）」と「商業ファンド（Commercial Fund）」に振り分ける。割当リスクファンドはハイリスクと想定される保険契約のためのものであり、リスクに関わらず、生産者が保険に加入できることを保証するためである。AIP 保有可能なリスク量は州単位で最大 75%までと定められている⁹¹。一方、商業ファンドは、AIP が利潤を得られることが期待できるようになっている。両ファンドとも州単位で AIP が保有する最低限のリスク量の割合が決まっており、割当リスクファンドは 20%、商業ファンドは 35%となっている⁹²。

図表 50 AIP が引き受けるリスクのイメージ



(4) 農家への保険料補助

農家への公的な保険料補助は FCIC が支払う。FCIC が保険料の一部を負担し、農家が残りの保険料を支払う。保険料補助率は保険水準が高くなるにつれて減少する。保険料補助率は保険ごとに異なるが、2007 年から 2016 年の保険料補助率の平均は 61%であった⁹³。

⁹¹ USDA/RMA, 2021 Standard Reinsurance Agreement, p.14, <https://www.rma.usda.gov/-/media/RMA/Regulations/Appendix-2021/21sra.ashx?la=en>.

⁹² USDA/RMA, 2021 Standard Reinsurance Agreement, pp.14-15, <https://www.rma.usda.gov/-/media/RMA/Regulations/Appendix-2021/21sra.ashx?la=en>.

⁹³ CRS, “Federal Crop Insurance: Program Overview for the 115th Congress,” 2018, p.13.

(5) 作物保険への加入状況

2022 年の全保険の加入証券数は 2,282,522 であった。加入証券数をもとに保険別の加入状況を見ると、RP が約 153 万件で全体の 67.1%を占めている。作物別に見ると、トウモロコシと大豆で全体加入証券数の約半分以上を占め、小麦、グレインソルガム、綿花と続く。

図表 51 保険別加入証券の状況（作物年度、証券数）

保険 プラン	2020 年度	2021 年度	2022 年度	全体に占める割合 (2022 作物 年度)
RP	1,512,849	1,518,318	1,532,496	67.1%
YP	288,494	271,199	256,729	11.2%
APH	200,076	199,863	195,193	8.6%
WFRP	2,064	1,935	1,810	0.1%
その他	182,536	245,982	296,294	13.0%
合計	2,186,019	2,237,297	2,282,522	—

出所：USDA/RMA, Summary of Business に基づき MURC 作成。

図表 52 作物別加入証券の状況（作物年度、証券数）

作物	2020 年度	2021 年度	2022 年度	全体に占める割合 (2022 作物 年度)
トウモロコシ	573,838	587,552	590,803	25.9%
大豆	528,928	545,865	554,201	24.3%
小麦	292,091	289,159	293,137	12.8%
グレインソルガム	163,368	163,841	163,253	7.2%
綿花	100,615	107,374	119,401	5.2%
ヒマワリ	68,833	68,079	68,046	3.0%
大麦	52,677	52,200	53,089	2.3%
牧草、放牧地、飼料	38,193	45,143	52,706	2.3%
その他	367,476	378,084	387,886	17.0%
合計	2,186,019	2,237,297	2,282,522	—

出所：USDA/RMA, Summary of Business に基づき MURC 作成。

2022 年の全保険の保険金支払額は約 1,733 億ドルであった。加入証券数をもとに保険別の加入状況を見ると、RP が約 1,224 億ドルで全体の 70.6%を占めている。作物別に見ると、トウモロコシへの保険金支払いが最も多く全体の 39.0%を占めている。次が大豆で全体の 26.2%を占め、この 2 つの作物で保険金支払い全体の約 65%を占めている。

図表 53 保険別保険金支払いの状況（作物年度、ドル）

保険 プラン	2020 年度	2021 年度	2022 年度	全体に占める 割合（2022 作 物年度）
RP	76,348,726,349	94,674,790,675	122,410,441,870	70.6%
APH	14,620,089,581	14,949,393,756	17,395,034,180	10.0%
YP	6,344,625,369	7,719,507,425	9,308,502,459	5.4%
WFRP	2,265,672,226	2,171,989,627	2,085,619,328	1.2%
その他	14,398,910,455	17,129,147,409	22,085,568,161	12.7%
総計	113,978,023,980	136,644,828,892	173,285,165,998	—

出所：USDA/RMA, Summary of Business に基づき MURC 作成。

図表 54 作物別保険金支払いの状況（作物年度、ドル）

作物	2020 年度	2021 年度	2022 年度	全体に占める 割合（2022 作 物年度）
トウモロコシ	43,995,073,031	52,174,985,183	67,531,005,618	39.0%
大豆	26,216,666,730	36,071,399,831	45,445,086,793	26.2%
小麦	5,998,038,051	7,148,347,013	10,161,855,827	5.9%
綿花	4,795,004,637	5,364,694,867	8,642,993,262	5.0%
牧草、放牧地、 飼料	2,991,207,256	3,847,970,763	4,715,626,733	2.7%
アーモンド	2,616,538,126	1,947,215,072	3,031,564,179	1.7%
コメ	2,150,275,210	2,051,566,652	2,366,642,466	1.4%
その他	25,215,220,939	28,038,649,511	31,390,391,120	18.1%
総計	113,978,023,980	136,644,828,892	173,285,165,998	—

出所：USDA/RMA, Summary of Business に基づき MURC 作成。

4.13. その他

その他（miscellaneous）には、家畜や家禽セクター、動物衛生（animal health）や疾病対策、アニマルウェルフェア、新規就農者、歴史的に十分なサービスを受けていない生産者など、他のタイトルのプログラムに包含されない様々な規定が盛り込まれている。